

## 2008年8月調査

### はじめに

今回の調査は、下記の日程・訪問先について行なわれた。

日付	訪問先	調査内容
8月25日(月)	Süwag-Energie AG, RWE-Gruppe (ドイツ最大の総合エネルギー企業。在フランクフルト) にて、ハイケ・シュティンツィング弁護士 (RAin Dr. Heike Stintzing) と会見	ドイツに於ける企業内弁護士 (Syndikus) の実態調査 (報告書: 石川敏行執筆)
8月26日(火)	ベーカー & マッケンジー (Baker & MacKenzie, Frankfurt/M) にて、オラフ・ゲープラー弁護士 (Dr. Olaf Gebler) 等と会見	渉外系大手法律事務所と弁護士採用の関係に関する実態調査 (報告書: 石川敏行執筆)
8月27日(水)	ヘッセン州司法省 (Justizministerium) 司法試験局 (Justizprüfungsamt) デアヴォルト (Derwort) 局長を訪問し、会見	前回調査 (2005年3月) のフォローアップ。兼ねて、官庁内弁護士 (Volljuristen als Beamte, Verwaltungsjurist) の実態に関する聞き取り調査 (報告書: 石川敏行執筆)
8月28日(木)	ヴュルツブルク法学部 (バイエルン州) 訪問、エーリック・ヒルゲンドルフ教授 (Prof. Dr. Dr. Eric Hilgendorf 刑事法、学部長補佐 Prodekan) ほかと会見。	今次の法曹養成制度改革の法学部教育への影響に関する聞き取り調査① (「法律基本科目」部分) (報告書: 石川敏行執筆)
8月29日(金)	ヴュルツブルク→パッサウ (Passau) へ移動 (列車)	移動及び下記会見の準備
8月30日(土)	パッサウ大学法学部を訪問し、マンテ教授 (Prof. Dr. Ulrich Manthe 民法・ローマ法) と会見。  パッサウ泊	今次の法曹養成制度改革の法学部教育への影響に関する聞き取り調査② (「展開・先端科目」部分) (報告書: 石川敏行執筆)

今回の調査は、タイプの異なる2つの弁護士の類型 (企業内弁護士、大手渉外事務所の弁護士)、ヘッセン州司法省、2つの大学 (ヴュルツブルク大学、パッサウ大学) であった。会見の内容の詳細は、それぞれの報告書に譲るが、今まで日本では知られていなかった様々な事柄を解明することができたと思われる。

以下、上表の順に、「1 シュティンツィング弁護士往訪記録」、「2 ベーカー&マッケンジー フランクフルト・オフィス往訪記録」、「3 ヘッセン州司法省往訪記録」、「4 ヴュルツブルク大学法学部往訪記録」、「5 パッサウ大学法学部往訪記録」をお示しすることにする。

(この項目、石川敏行執筆)

## 1 シュティンツィング弁護士 往訪記録

(文責：石川アンナ／石川敏行)

日時：2008年8月25日(月) 15:00～17:00

場所：ズューヴァク・エネルギー株式会社 (Süwag-Energie AG)

往訪者：田中 成明 土井 真一 石川 敏行 石川 アンナ

応接者：Frau Dr. Heike Stinzing, LL.M. (Süwag-Energie AG 法務部)

\* \* \* \* \*

### 1 往訪の位置づけ

従来、日本ではほとんど知られていなかったドイツの企業内弁護士 (Syndikus 女性形：Syndika) の実態を解明し、もって日本の法科大学院の修了者の職域拡大の参考に供するため、今後の視察日程の初日に、シュティンツィング弁護士 (女性) を往訪した。

シュティンツィング弁護士は、ズューヴァク・エネルギー株式会社 (Süwag-Energie AG) に、企業内弁護士として勤務する傍ら、ヘッセン州司法試験局 (Hessisches Justizprüfungsamt) が実施する第二次国家試験 (zweites Staatsexamen) の試験官 (Prüferin) でもある。コンスタンツ大学助手時代に知り合った竹内俊子教授 (広島修道大学・憲法) と懇意で、2008(平成 20)年 3 月から約 1 ヶ月来日した経験があり、2009(平成 21)年春にも来日予定がある。

ズューヴァク・エネルギー株式会社は、従業員数 1,700 人のエネルギー供給企業 (Energieversorgungsunternehmen) で、RWG AG の子会社である。後者のプロフィールを紹介すると、「RWE AG (エール・ヴェー・エー、1990 年までの社名は Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG、ライン・ヴェストファーレン電力会社) はドイツ・エッセンに本社を置く大手エネルギー会社。／E.ON [エー・オン] に次ぐドイツ第二位の電力会社で、ドイツほか、ドイツ国外では中欧・イギリス・アメリカ合衆国で電力・ガス・水道会社の大型買収を進め、世界有数の公益事業 (パブリック・ユーティリティ) 会社となった。ドイツ

を代表する大企業として、ドイツ株価指数（DAX）の 30 銘柄のひとつに選ばれ、フランクフルト証券取引所に上場している」（<http://ja.wikipedia.org/wiki/RWE>）。

ちなみに、ドイツの電力供給は、4 区域に分割されている。その詳細とそこに於ける RWG の供給区域については、<図 1>を参照。

ズューヴァク・エネルギー株式会社本社は、フランクフルト西郊のヘキスト地区に所在する（Brüningstr. 1, 65929 Frankfurt/M. Höchst）。会見は、本社 4 階にあるシュティンツィング弁護士のオフィス（個室）で行なわれた（同社の URL：<http://www.suewag.de/index.html>）。

<図 1> ドイツの電力供給区域と RWE の位置づけ



（出典：[http://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/5/5b/Regelzonen\\_deutscher\\_%C3%9Cbertragungsnetzbetreiber.jpg](http://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/5/5b/Regelzonen_deutscher_%C3%9Cbertragungsnetzbetreiber.jpg)）

## 2 会見の概要

今回の会見では、会見に先立って、田中成明教授からシュティンツィング弁護士に、質問票が事前に送付されていた。よって、当日の会見は、この質問票の項目に沿って行なわれることになった。参考のために、質問票の項目を以下に転記する。

- Q 1 日本では実態があまり知られていないのだが、アメリカなどの企業内弁護士との異同はどのようなものか、特徴的な点を伺いたい。
- Q 2 弁護士活動の規律について、現在の弁護士会の規律はどのようになっているか、Syndikus が雇用されている企業の法廷代理人になれないという制限などは我々には奇異に映るが、それに不都合はないのか？ また、規律の改革の動きはないか？
- Q 3 Syndikus に対する企業のニーズあるいは希望者は増えているのかどうか、その理由は？
- Q 4 弁護士のなかでは相対的に優秀な層が Syndikus になっていると聞いているが、弁護士仲間間でどのように評価されているのか？

### 2-1 「企業内弁護士」とは何か？

質問票 Q 1 に対する回答：「企業内弁護士 (Syndikusanwalt)」とは、ドイツの地方裁判所管区ごとに登録された弁護士であり、企業に常勤し、当該企業に月給制 (monatliches Gehalt) で雇用されている弁護士を指す。Syndikusanwalt の中には、企業の法務部長 (Leiter einer Rechtsabteilung einer Firma) を兼ねる者も居る。

Syndikusanwalt の役目は、勤務先企業の万 (よろず) 法律相談 (alle juristisch relevanten Angelegenheiten in einem Unternehmen) に乗ることである。例えば、クレーム対応を含む顧客との交渉、訴訟準備と訴訟追行、官公庁との折衝、企業が立ち上げる新規プロジェクトの法的チェック、契約書及び普通契約条款の起案 (Kundenbeschwerden, andere Verhandlungen mit Kunden, Vorbereitung von Prozessen und Prozeßführung, Verhandlung mit Behörden, juristische Planung bzgl. Unternehmensprojekte, Ausarbeitung von Vertragsentwürfen und allgemeinen Geschäftsbedingungen) 等である。

アメリカの企業内弁護士の実態には通じていないので、この点のお答えは致しかねる。

## 2-2 企業と企業内弁護士の関係——なぜ企業は企業内弁護士を必要とするか？

質問票 Q2 に対する回答：企業内弁護士は、雇用者（私の場合には Süwag-Energie AG）を法廷で訴訟代理し又は仲裁裁判所（Schiedsgerichte）で弁護士として代理することが禁止されている（連邦弁護士法 [Bundesrechtsanwaltsordnung, BRAO] 46 条 1 項）。

お尋ねのとおり、この規定は一見すると「奇異」に映るかも知れない。しかし、この規定の立法趣旨は、要するに企業内弁護士が雇用者の言なりになると、そのことで司法の一翼を担う弁護士職の独立性が損われる。そのことを避けたい、という点にある。従って、企業の訴訟代理は当該企業の Syndikusanwalt とは別の弁護士による必要がある。ただし、これには例外があつて、Syndikusanwalt は弁護士（Rechtsanwalt）ではなく、委任契約の受任者（Beauftragter）としての資格であれば、所属する企業の代理を為すことができる。この場合、受任の範囲は、弁護士の業務独占に委ねられている訴訟追行を除く全てに及ぶ。

このような制限があるにも拘らず、一人又は複数の Syndikusanwalt を雇うことは、企業の側にとっては大きなメリットがある。なぜなら、Syndikusanwalt は特定の法領域（bestimmte Rechtsgebiete）に深く通じているからである。私と Süwag について言えば、それはエネルギー法（Energierrecht）ということになる。つまり、電気・ガス・熱その他のエネルギー供給に関わる法分野である。この分野には、いわゆる「専門弁護士（Fachanwälte）」（※）は存在していない。

### （※）「専門弁護士」

2008(平成 20)年 1 月 1 日現在、「専門弁護士」の表示が認められているのは、①行政法（Verwaltungsrecht）、②租税法（Steuerrecht）、③労働法（Arbeitsrecht）、④社会法（Sozialrecht）、⑤家族法（Familienrecht）、⑥刑事法（Strafrecht）、⑦破産法（Insolvenzrecht）、⑧保険法（Versicherungsrecht）、⑨医事法（Medizinrecht）、⑩借地借家法（Miet- und

Wohnungseigentumsrecht)、⑪交通法 (Verkehrsrecht)、⑫建設・建築 (士) 法 (Bau- und Architektenrecht)、⑬相続法 (Erbrecht)、⑭運輸法 (Transport- und Speditionsrecht)、⑮営業保護法 (im gewerblichen Rechtsschutz)、⑯商法・会社法 (Handels- und Gesellschaftsrecht)、⑰著作権・メディア法 (Urheber- und Medienrecht)、⑱IT法 (Informationstechnologierecht)、⑲銀行法・資本市場法 (Bank- und Kapitalmarktrecht) の、合計 19 種目である (専門弁護士法 Fachanwaltsordnung [FAO] 第 8 条～第 14l 条)。

まず、申請の形式要件は、弁護士登録から 3 年以上が経過しており、かつ申請前 6 年間、弁護士実務に従事した経験のある者である (FAO 第 2 条)。

次に、申請の実質要件として、120 時間の理論研修を受ける必要がある。これに加え、租税法の場合には簿記・財務諸表論 40 時間の研修、また破産法の場合には経営学の基礎 60 時間を受講する必要がある (FAO 第 4 条第 1 項)。

理論研修を終えるに当たり、最低 3 通のレポートを作成し、提出する必要がある。各レポートに要する時間は 1 時間から 5 時間であり、合計 15 時間を超えてはならない (FAO 第 5 条)。

上記の理論研修を終えた後、更に一定件数の実務を経験する必要がある。件数は、上述した各分野によって異なる。

例えば、行政法の場合には最低 80 件であり、うち 30 件は裁判手続 (gerichtliches Verfahren) である必要がある。また、うち 60 件は行政法各論 (besonderes Verwaltungsrecht) に属する領域の最低 3 分野の実務である必要があり、各分野では最低 5 件の実務経験を要する (FAO 第 5 条 a) )。

前述した行政法の分野を例に取れば、必修科目が①行政法総則 (allgemeines Verwaltungsrecht)、②行政手続法 (Verfahrensrecht) 及び③公法上の損害賠償法 (Recht der öffentlich-rechtlichen Ersatzleistung) (以上、FAO 第 8 条 1 項 a) ～c)) であり、更に選択科目として、行政法各論の次の 5 分野のうちから選択した任意の 2 分野である。

「5 分野」とは、①建築公法 (öffentliches Baurecht)、②行政裁判所の事物管轄に属する公課法 (Abgabenrecht, soweit die Zuständigkeit der Verwaltungsgerichte gegeben ist)、③経済行政法 [営

業法、手工業法、経済促進法、旅館・飲食業法、鉱山法・エネルギー法] (Wirtschaftsverwaltungsrecht (Gewerberecht, Handwerksrecht, Wirtschaftsförderungsrecht, Gaststättenrecht, Berg- und Energierecht))、④、環境法[インミッション保護法、廃棄物法、水法、自然・景観保護法] (Umweltrecht (Immissionsschutzrecht, Abfallrecht, Wasserrecht, Natur- und Landschaftsschutzrecht)) 及び⑤公務員法 (öffentliches Dienstrecht) である (FAO 第 8 条 2 項 a) ～e)。

これら理論・実務両面の要件を充たした者は、修了証 (Zeugnisse des Lehrgangsveranstalters) を添付して、所属する弁護士会に書面により申請する (FAO 第 22 条)。弁護士会は、有識者から成る委員会をつくって選考する。委員会は、書面審査を経て、申請者に口頭試問 (Fachgespräch) を非公開で実施する。委員会は、多数決をもって、申請者からの申請の許否を決する (以上、FAO 第 24 条)。

上記の選考にパスした者は、連邦弁護士法 (Bundesrechtsanwaltsordnung) 43c 条 1 項 2 文にいう「専門弁護士」の名称 (Fachanwaltsbezeichnung) を帯びることができる (FAO 第 1 条)。

かくて、エネルギー法に通じた企業内弁護士 (Syndikusanwalt) は、企業にとっても非常に貴重な存在となるのである。加えて、企業外弁護士に企業は高い時給を払わなければならないのに対し、企業内弁護士は当該企業に常勤しているので、細かなことも遠慮無く聞くことができ、事務所に出向く必要もないから、時間の節約にもなる。さらには、機密保持の問題もある。企業外弁護士も確かに守秘義務を負ってはいるが、企業にとっては、企業内弁護士の保秘のほうが、遥かに信頼が置けるのである。

逆に、弁護士の側から見ても、企業外弁護士たるメリットは多い。独立自営の弁護士は、パートナーであれ、アソシエイトであれ、一定の報酬を自力で稼ぎ出す必要がある。このため、往々にして長時間労働になりやすい。その点、企業外弁護士は企業から月々固定給を貰っているため、そう「あくせく」働く必要はない。残業がなければ、比較的早い時間 (夕食の時間) に家庭に戻れるし、週末も、ゆっくり休養することができる。

以上のことから、エネルギー法に限らず、それぞれの法分野に精通した弁護士を Syndikusanwalt として雇い入れることには大きな意味があるというのが、私の述べたい結論である。

### 2-3 企業内弁護士の声望など

質問票 Q3 及び Q4 に対する回答：Syndikusanwalt の声望が高いかどうかは、一概には言えない。まずは、当該企業内弁護士が所属する企業の種類や規模によっても異なる。次に、各企業の方針によっても異なるし、3つめに当該企業内弁護士の資質によっても異なる。優れた働きをすれば、企業の対応もそれに伴うであろうし、逆にやっつけ仕事しかしなければ、企業は弁護士の仕事を評価しない。4つめに、各企業内弁護士が、所属する企業のヒエラルヒーの中で何処に位置するかもまた重要なファクターであろう。

私について言えば、弊社の法務部には、6人の部員が居る。うち1人が法務部長（Rechtsabteilungsleiter）で、弁護士である。その下に私を含めて2人の弁護士が居る。他の3人は、法曹資格のないスタッフであり、主に保険関係（社会保険・労災保険など）の仕事をしている。

すでに述べたように、弊社の従業員は1,700人であり、これは「ほどよい規模」であると思われる。取締役会との折衝は法務部長が当たるので、私たち「ヒラ」は取締役会との関係での気苦労はないし、取締役会とは直接の指揮監督関係にはない。

弊社の従業員は、実に気軽に色々なことを質問してくる。内容は難しいものから簡単なものまで、また電話による質問もあるし、往訪して質問に来る者もいる。弊社の従業員は、私たち企業内弁護士を敬っており、法的意見には従順に従う。私が「右」といえば右なのであり、また「黒だ」といえば黒なのである。ゆえに、時たま私は自分が「神」なのではないか、と思うことすらある（笑）。



以上のことから、私は弊社の職場環境には満足しているし、職住接近という観点からも問題はない（車で 20 分）。また、待遇面でも特に不満は感じていない。

ともあれ、企業内弁護士と通常の弁護士との優劣は一概には言えない。一口に「弁護士」といっても、ピンからキリまであるからだ。ドイツの場合、弁護士になるだけならば、第二次国家試験で高い成績を獲得する必要はない（国家試験と成績の件は、ヘッセン州司法省司法試験局往訪記〔別紙〕を参照されたい）。

ゆえに、まず弁護士登録したての若年層は、企業内弁護士ではなく通常の弁護士となる。上に述べたように、第二次試験で好成績を得ていないと任官・任検の途は閉ざされているからである。そこで、弁護士として同僚との競争的環境の中で努力を重ね、一定の能力を獲得した者が企業内弁護士に採用され易い、という傾向があるのは事実だろうと思われる。

最後に、*Syndikusanwalt* に似た資格に、*Justiziar* というものがある。*Justiziar* も企業に勤務し、法曹資格はあるが、弁護士登録をしていない点において、*Syndikusanwalt* とは区別される。

つまり、弁護士登録をしていれば、契約上の勤務時間外、例えば午後 6 時以降とか週末は、*Syndikusanwalt* は弁護士としての活動ができる。例えば、利益相反にならない限度で、弊社以外のクライアントの為に仕事をする事ができる。また、弊社のオフィス以外にも、法律事務所に籍がある。

私の場合も、フランクフルト市内の小さな法律事務所（夫妻でやっている）に弁護士として所属している。私の場合、法学博士（*Dr. iur.*）の学位を有している。弁護士事務所のレターヘッドには、通常、所属弁護士全員の名前が印刷されるが、その際「ドクターである」という肩書きは、ドイツに於いては未だ一定の「権威」があり、クライアントに信頼感を与える。

ただし、私の場合、独立した弁護士としての活動から得られる報酬は微々たるもので、「お小遣い」程度である。しかし、人によってはこの「副業」でバリバリ稼ぐ場合もある。

上述のように、アメリカの企業内弁護士の実態を私は知らないので、比較が出来なく申し訳なく思う。しかし、本日の会見を通じて、ドイツの企業内弁護士の実態の一端を皆様に明らかに出来ないのではないか、と密かに自負しているところである。

以上

## 2 ベーカー&マッケンジー フランクフルト・オフィス 往訪記録

(文責：石川アンナ／石川敏行)

日時：2008年8月26日(火) 10:00～11:30

場所：ベーカー&マッケンジー フランクフルト事務所 (Bethmannstrasse50-54, 60311 Frankfurt/Main) 12階 会議室

往訪者：田中 成明 土井 真一 石川 敏行 石川 アンナ

応接者：Herr Dr. Olaf Gebler (パートナー弁護士), Herr Peter Schimmann, (東京事務所  
パートナー弁護士) Herr Carsten Schmidt (アソシエイト弁護士)

\* \* \* \* \*

### 1 往訪の位置づけ

前日のシュティンツィング弁護士往訪では、ドイツの企業内弁護士 (Syndikusanwalt) の実態解明を試みた (別紙「シュティンツィング弁護士 往訪記録」を参照)。続く今回の往訪は、昨日とは対極的な位置付けにある、いわゆる大手渉外法律事務所の一つである、有名なベーカー&マッケンジー (Baker & McKenzie) である (以下、「ベーカー」という。)

ベーカーは世界展開しており、世界 38 カ国に 70 近いオフィスを構える (オフィスの数は合計 68 であり、その内訳はアジア大洋州 14、欧州中近東 28、南米 16、北米 10 である。  
<http://www.bakernet.com/BakerNet/Locations/default.htm>)。弁護士の数は、上記世界全体で約 4,000 人であり、うちドイツ語圏 (ドイツ・オーストリア) 事務所には、190 人の弁護士が居る。

今回往訪したフランクフルト事務所は、早くも 1962(昭和 37)年に、ドイツで最初のオフィスとして開設された。昨日のシュティンツィング弁護士も示唆されていたように、フランクフルトはドイツ金融のメッカであるところから、いわゆる外資系事務所の「主戦場」となっている。従って、ベーカーのフランクフルト・オフィスも 100 人の弁護士を擁しており、これはドイツの法律事務所としては、最大規模の一つである。

ベーカーのドイツ事務所の扱う対象は、労働法、金融法、会社法、営業規制法、不動産法、公法、IT法、租税法、民事訴訟、仲裁手続などである。

結論に於いて、大手渉外事務所は法学部教育や修習には余り重視してはならず、成績優秀な若年者になるべく早い段階で来て貰い、後は自前のOJT（研修体系）で育成していく、という方針が明瞭に確認できた。これは、日本でも同様の傾向が看取できるところであり、ここでもまた「グローバル化」を見た思いがした。

しかも、われわれの為だけではないと思うが、日本語に堪能なシーマン弁護士が東京事務所から来られて対応された。また、ゲープラー弁護士もシュミット弁護士も日本語が話せ、この辺に「外資系の気配り（のすごさ）」を痛感した（ちなみに、ゲープラー弁護士は開業25年のベテラン。シーマン弁護士は開業15年〔ベーカーには入所3年〕、そしてシュミット弁護士は入所後1年の新人である）。

会見後、往訪者の間では交々、「今日は無料だったが、お金を払ったら、一体幾らになるのだろうか」（笑）ということが、話題になった。「30分5万円」というような話も聞くから、1.5時間では15万円×3人=45万円（!）ということになり、到底われわれでは払える金額ではない。にもかかわらず、3人ものメンバーで応対してくれたのは大変な好意であり、かつベーカーとしての「戦略」の一つなのかも知れない。

なお、この会見のために、ベーカー側は„Pioneering a Global Vision“と題する色刷りのプレゼン資料（独文、18頁）を用意して、会見に臨んで下さった。この資料には、1949(昭和24)年に米国シカゴでRussell BakerとJohn McKenzieがローファームを開設して以来、今日に至る半世紀を超える事務所の歩みとそのプロフィールが簡潔に示されており、かつ「グローバル事務所」としての誇りと意気込みとが感じ取れる内容であった。

## 2 会見の概要

今回の会見では、会見に先立って、田中成明教授からベーカー側に、質問票が事前に送付されていた。よって、当日の会見は、この質問票の項目に沿って行なわれることになった。参考のために、質問票の項目を以下に転記する。

### ・ 渉外系大手法律事務所の動向

Q 1 貴事務所で最近とくに重視されている動向（とくに経済活動のグローバル化以外に）は何か、それに対してどのような対応戦略をとられているか？

Q 2 英米系の渉外系法律事務所との異同について、ドイツ特有の事情などあれば伺いたい。

### ・ 司法修習修了者の採用の手続・基本方針

Q 3 どのような手順で新人弁護士を採用しているか？

Q 4 法学部学業成績、司法修習成績にどの程度のウエイトをおいて評価しているか？

### ・ 採用後のOJTや人事方針

Q 5 採用後のOJTをどのようにやっているか？

Q 6 どのような基準でどの程度の割合の弁護士をパートナーにするのか、パートナーになれなかった弁護士の転身先は？

### ・ 法学教育・司法修習への要望

Q 7 法学教育、司法修習に何を期待しているか、今回の改革をどのように評価しているか？

### 2-1 ベーカーの方針など

質問票 Q1 に対する回答： 当事務所のドイツとオーストリア事務所には、合計で 190 人の弁護士が居る。そのうち、当フランクフルト事務所には 100 人の弁護士が居る（プレゼン資料 10 頁）。うち、「インターナショナル・パートナー弁護士」が 30%であり、「ドイツ国内パートナー弁護士」が 40%である。

当事務所は、数の上でもまた質から見ても、ドイツの「トップ 10 大事務所」に数えられている（ドイツ最大の事務所は弁護士数 400 人）。当事務所では、複数の外国語に堪能で、かつ最低 2 カ国の法制度（と語学）に精通した弁護士を採用している（例えば、シーマン弁護士の場合は、母国語以外に、英語と日本語に堪能である）。その理由は、当事務所のクライアント（Mandanten）の圧倒的多数は国際企業・多国籍企業であり、それらの活動地域は 30 カ国を超えているからである。

## 2-2 事務所の性格など

質問票 Q2 に対する回答： 当事務所は、ドイツの法律事務所でもなく、またアングロアメリカン系の事務所でもない、「グローバル法律事務所（Globalkanzlei）」である。これは、事務所の共同創設者の一人であるラッセル・ベーカーの「夢」であり、フランクフルト事務所もまた、その方針を現在に引き継ぐものである（プレゼン資料 2 頁）。

現在、フランクフルトには約 50 のアングロアメリカン系事務所が立地する。当事務所がそれらの事務所と異なるのは、グローバル展開する中で、それぞれの現地に溶け込み、「その国の色に染まる（lokal einfärben）」ことを意図的に目指している点にある。例えば、日本の場合、「東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所外国法共同事業（Baker & McKenzie GJB Tokyo Aoyama Aoki Koma Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise), TAALO）」という名称が、そのことを将に如実に物語っている（2008 年 12 月現在、東京オフィスの弁護士数は 149 人であり、うちパートナーが 45 人、顧問・スペシャルカンシルが 8 人、アソシエイトが 75 人、外国資格アソシエイトが 21 人である。[http://www.taalo-bakernet.com/j/lawyers/lawyers\\_list/index.html](http://www.taalo-bakernet.com/j/lawyers/lawyers_list/index.html)。「その規模は、法律事務所としては日本で 6 番目、外国法共同事業あるいはいわゆる外資系法律事務所としては最大である」（ウィキペディア「東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所外国法共同事業」の項）——石川注）。

ただし、当事務所の「定着率」は余りよろしくない。年によって違うが、毎年 50 人採用されたとしても、そのうち 40 人以上は去って行く。しかし、これは当事務所だけではなく、いわゆる渉外事務所あるいは外資系企業に見られる一般的傾向である。結局、差し引きすると、毎年 5～6 人の弁護士が当事務所では増加していることになる。

日本はまだそこまで進んでいないと思われるが、以上のように流動性が高まると、待遇面での透明性を確保することが必要不可欠になる。そこで、それらを一覧の形で確認できる WEB も昨今では現れ始めている（その試みの一つに、<http://www.juve.de/cgi-bin/juve/ak.pl>）があると、紹介された。後で閲覧して見たところ、日本の「ジュリナビ」とも相通じるコンセプトであることが分かった）。日本でも、今後、弁護士の数が増えてくると、恐らく同じ傾向が出てくるのではないか？

### 2-3 採用の手順・方法など

質問票 Q3 に対する回答： 当事務所は——日本流に表現すると——「青田買い」を行っている。以前はそうではなかったが、現在の慣行によると、修習生のうちから、自分を積極的に売込みに来る者の数が目立って増えている。これは、弁護士の数が増え、「就職難である」との自覚が高いからであろう、と分析している。

逆に当事務所側も、若くて優秀な弁護士が欲しい（この点は、後掲 Q7 に対する回答とも連動してくる。「2-7」参照——石川注）。そこでまず、受け身の対応としては、学部生・修習生向けの法律専門雑誌に、求人広告を出している。次に、もっと能動的にヘッドハンティングを行う。例えば色々な場所、特にドイツの大都市に出向いて行って、ドイツ語では **Bewerbermesse**（直訳すると、「応募者メッセ（見本市）」）と呼ばれる催しを開き、そこに来た優秀な人間をリクルートする。

更には、有名な大学町に手分けして趣き、いわゆる「セミナー」を開催している（後の、「2-5」で詳しい紹介のある、ベーカーOJT＝研修体系のファースト・ステップである「キ

キャリア・メンターシップ・プログラム (Career Mentorship Programme)」。なお、いわゆる「ウラを取る」ために、同じ質問は別紙「ヴェルツブルク大学往訪記録」及び「パッサウ大学往訪記録」でも試みているので、詳しくは両記録を参照のこと)。

#### 2-4 採用に当り要求する能力など

質問票 Q4 に対する回答： 採用の最大の決め手は、国家試験の成績である。第一次試験と第二次国家試験の双方での、成績優秀者が欲しい。具体的には、18 点満点の 9 点は要求したいところである。18 点満点を取れる人間は居ない。ドイツ全体で、毎年 8,000 人の国家試験受験者が居ると仮定して、17 点を取れるのは全国で 3~4 人程度であろう(ちなみに、前バイエルン州首相シュトイバー氏 (Edmund Stoiber 1941(昭和 16)年生まれ) ) は最優秀の成績で国家試験に合格したことで有名である)。

国家試験の合格者の平均は、18 点満点の 7 点ぐらいではないかと思われる。従って、われわれが要求する 18 点満点の 9 点 (以上) の人間は、合格者全体の中で見ると 10% ぐらいであろう (実は、この翌日訪れる司法省で、デアヴォルト局長から、成績評価の詳細の説明を受けた。それによると、毎年 9,000 人の受験者のうち、18 点満点の 9 点以上の「成績優秀者 (Prädikatsnoten) 」は、凡そ 1,500 人であり、これは受験者全体の 6 分の 1 (約 16%) であることが明らかにされた——石川注。よって、このドイツの成績評価方法の詳細に関しては、別紙「ヘッセン州司法省往訪記録」を参照のこと)。

加えて、ドイツの博士号か、又はアメリカの修士号 (LL.M.) の取得が望ましい。MBA は当初は不要であるが、当事務所内部で専門化が進み、会社法などの分野に特化して行く中で、「必要」と感じられれば、各人が——例えば e-ラーニングを含めた方法で——MBA 取得に努力することになる。



## 2-5 採用後の OJT など

質問票 Q5 に対する回答： 前述したように、定着率は必ずしも良くないのが実情であるが、その原因の一つは、逆説的ながら当事務所の保有する優れた教育システム（研修体系）にある、と思われる。なぜなら、当事務所の内部研修で獲得したスキルが、より良い待遇の事務所へ移籍するためのステップを提供するからである。当事務所の研修体系は、最終まで受講するのに、凡そ7年かかる。このシステムは、試行錯誤を経て、3～4年前に完成を見たものである。全て、内部講師で賄われている。

略述すると、われわれの研修体系は、①キャリア・メンターシップ・プログラムに始まり、②テークオフ研修（入所後の導入研修）、③（専門を特化するための端緒となる）European Associate Meetings (EAM)を経て、④Inhouse University (IU)と進み、更に⑤Associate Training Program (ATP)を経て、⑥自己点検評価（Evaluierung）と進んでいく。

まず始まりは、「キャリア・メンターシップ・プログラム（Career Mentorship Programme）」である（上記①）。これは、学部生や修習生を集めて、ほぼ30人程度の受講者を対象に、先端領域へ質疑応答を含めた、事務所のPRを行う場である（「事務所説明会」「業務説明会」のようなものなのであろう——石川注）。費用は、もちろん事務所持ちである。

次のテークオフ研修（Take-Off）は、採用・入所後に毎月初の2日間開催される導入演習である（上記②）。対象は、ドイツとオーストリア事務所の新入弁護士に対し、Mentor と呼ばれるパートナー弁護士（日本流に表現すれば、「アニ弁」「アネ弁」——石川注）が交代で、当事務所の歴史・伝統・戦略などを語り、当事務所の一員になるための基礎知識を身につけてもらう段階である。新米弁護士にとっては、「高給」というのも大きな魅力には違いないが、それ以上に、どうすれば人脈を築き、広げることができるかといった初歩の初歩から始めて、マンツーマン方式で教育してくれる OJT の存在は、当事務所の大きな「強み」だと思われる（入所後1年目のシュミット弁護士によると、自分がベーカーに

就職しようと思った最大の決め手は、このテークオフ研修を含めた、豊かな研修体系であった、と語っていたのが印象的である——石川注）。

さて、ここまでは全員が横一線に進むのであるが、その後、徐々に専門を分化させる段階が始まる。いわば、「発展段階」である。これに対応するプログラムが、上記③と上記④である。まず、European Associate Meetings (EAM)では、文字どおり（ドイツ事務所が所在する）ヨーロッパ地域の当事務所のメンバーが集まり、互いに語り合うことにより、「ベーカーの結束（Baker Glue）」を固めることになる（日本流に表現すると、「階層別研修」「チューニング研修」に相当するのであろう——石川注）。

さて、当事務所の教育・研修体系の中でも最も特色があると思われるのが、Inhouse University (IU)である。その呼称からも想像がつくと思われるが、主に事務所の内部講師により、一方では各専門領域に関する知識を深化させる（おおむね二日間で、例えば税制のあらまし、金融の仕組み、簿記会計、雇用法制などを学ぶ）。

また他方、外部講師も含めた多彩な講師陣による「ソフトスキル」、例えば弁論術（Rhetorik）、プレゼン能力（Präsentation）、法文書作成能力（Legal Writing）、クライアントを惹きつける技能（Beauty Contest）、クライアント接遇術（Client Handling）、コンフリクト・マネージメント（Konfliktmanagement）、対話・交渉能力（Gesprächs- und Verhandlungsführung）、リーダーシップ開発（Führungstraining）、リスクマネージメントと質の保証（Risikomanagement & Qualitätssicherung）といった諸能力を高めることを目的とする研修である。なお、これら研修は「グローバル」なものである。すなわち、ドイツの事務所のアソシエイト弁護士が、例えばロンドンで週末に上記研修を受ける、といったことも日常的に行なわれている。

これらの導入・発展段階を経て、最後に Associate Training Program (ATP)の課程に移行する（上記⑤）。すなわち、入所後最低 2 年を経て、アソシエイト弁護士は、自分が所属する以外の国内又は海外のベーカーの事務所に「留学」し、見聞を広めるのである。（「経

費は誰持ちか」との質問に答えて) 勿論、経費はベーカー側が負担する。日本でも、新人弁護士に事務所がお金を出して、アメリカのロースクールに留学させ、LL.M.の学位を取得させたりしているだろう。それと同じことである。一種の先行投資である。

ドイツの場合には、入所の段階で既に学位を得ている者が多いので、今さら外国のロースクールに行かせる必然性には乏しい。しかしながら、能力に磨きをかける必要があることに疑いはなく、よって日本では「アウトソーシング」しているものを、われわれの場合には内部のOJI(研修体系)として自前で持っている、と考えて貰えばいいのではないか。

(先ほど、「定着率が悪い」「逃げられる」と自認されていたがとの質問に答えて) 確かに、元手がかかった者に逃げられることは、非常に「痛い」ことではある。しかしながら、だからといって、首に縄を付けて引き留めるわけにもいくまい。ただ、ものは考えようで、われわれで身につけたスキルが「高く売れる」とすれば、それはある意味で名誉なことである。しかも、われわれのOJTを通じて注入された「ベーカー魂」が、外部でも十分に通用するとするならば、それは創立者の夢(上述)の実現にも沿うものである。だから、それはそれでいい、と思っている。

最後に、「自己点検評価(Evaluierung)」(上記⑥)とは、一年に一度、当事務所に所属するアソシエイト弁護士に集まって貰い、事務所及び各人のSWOT分析を行う。そして、その結果に基づき、向こう12ヶ月分の計画を立てる。この計画は、自己啓発の部分と共同事業の両要素から成る。

## 2-6 パートナー弁護士、パートナーとなる為の基準など

質問票Q6に対する回答: ベーカーは、全世界に展開する多数の事務所が、パートナーシップの形で結合した組織である。ベーカー&マッケンジー・インターナショナル(B & M International)は、スイス法に基づき登記された結社(Verein)であり、その社員(Mitglieder, Gesellschafter)が、「パートナー弁護士」と呼ばれる人々である。ドイツ語で表現すれば、

die Mitglieder einer Partnerschaftsgesellschaft (Einkünfte aus Freiberuflicher Tätigkeit)であり、英米法ではLLP (Limited Liability Partnership)、日本でも 2005(平成17)年に認められたと聞く「有限責任事業組合」に対応する（「有限責任事業組合契約に関する法律」（LLP 法）に基づく——石川注）。

フランクフルト事務所には、冒頭に申し上げたとおり、100人の弁護士が居り、うち日本語に堪能な者は2人である（つまり、本日出席のゲーブラー弁護士とシュミット弁護士——石川注）。ドイツ全体では、「10大事務所」に所属する弁護士400人のうち、パートナー弁護士は凡そ40%の160人ぐらいだと思われる。

アソシエイト弁護士が、パートナー弁護士となるためには、平均して約6年を要する。あるアソシエイト弁護士が、パートナーになれるかどうかは、上述したMentor（「アニ弁」「アネ弁」たるパートナー弁護士）が、他のパートナー弁護士と協議して決めることになる。

パートナー弁護士となるための重要な資質の一つは、「稼ぎがある（profitabel）」、つまりは最低限の売り上げを稼ぎ出せるかどうか、という点で評価される。つまり、新しいパートナー弁護士は、当事務所全体の売り上げを増やす、という重大な使命を持っているのである。

パートナー弁護士になると、アソシエイト弁護士1人、秘書1人に、Professional Support Lawyer (PSL)と呼ばれるスタッフが配属される。（「PSLはパラリーガルか」との質問に答えて）PSLの実態は、例えば外国人弁護士である。つまり、外国での弁護士資格を保有しているが、しかしドイツでは登録していない者。あるいは、第一次国家試験はパスしたが、第二次試験に合格していない者などである（よって、日本の場合の通常のパラリーガルよりは、PSLのほうが高い法的能力を保有している印象を抱いた——石川注。この点、もしチャンスがあれば、更なる「深掘り」が必要だと感じた。例えば、PSLに実際にイン

タビューしたり、彼らの執務を観察したりすることにより、近未来の日本でも必要になるであろう、これら新職種のイメージづくりが急務である）。

次に、質問票では「パートナーになれなかった弁護士の転身先は？」というお尋ねを受けた。パートナー弁護士になれなかった者の一部は、引き続き当事務所に残留する（若年の女性とか、子育てに入った女性弁護士など）。しかしまた、「新天地」を目指して他の事務所に移籍する者のほうが、数としては多いのが現実である。

## 2-7 今次の制度改革に対する評価など

質問票 Q7 に対する回答： 今次の改革を、われわれはそれなりには評価している。しかしながら、依然として「第二次試験にこだわっている」という点で、われわれの目から見ると不満が残る。今次の改革で、ただし法曹養成の期間は2年ほど短縮された（平均30歳から28歳に下がった）。しかし、例えばオランダやアメリカの同僚に比べると、ドイツの弁護士はそのスタート地点に於いて、既に2年から3年遅れている（オランダでは、25歳で弁護士を開業できる）。これは、われわれの立場から見ると、「国際競争力」という点で、すこぶる問題だと思われる。

改革後も、法曹教育は依然として「浅く広く」行なわれている。つまり、弁護士養成に特化するならば、弁護士業務に相応しい内容の教育を行えばよい。ところが実際には、あれもこれも行なわれていて、中途半端である。実際のところ、「弁護士になった後に、本当に必要なのか」と思われる内容が多々含まれている。この点に於いて、なおも改善の余地がある。

また、大学と弁護士会の「連携」ということが強調されてはいるが、ヘッセン州の場合で見ても、実際はあまり連携にはなっていない。弁護士会は、確かに当事務所を含めた法律事務所、あるいは弁護士の利益擁護団体である。しかし、国家試験も含めた法曹養成制

度は公務員（州の司法省を指す——石川注）によって制度設計されており、その限りで、  
弁護士との間に、ズレが存在しているからである。

ただそうはいつでも、ドイツの法曹養成制度は基礎から組み立てられており、また（先  
ほど批判はしたが）幅広い分野を学ばせるという意味で、必ずしも悪いことだけではない  
と、われわれは思っている。

若干、辛口の批評もしたが、本日の会見で、日本の皆様に当事務所のプロフィールが少  
しでも伝わったとすれば、望外の喜びである。

以上

### 3 ヘッセン州司法省 往訪記録

(文責：石川アンナ／石川敏行)

日時：2008年8月27日(水) 14:00～16:00

場所：ヘッセン州司法省 2階会議室

往訪者：田中 成明 土井 真一 窪田 充見 石川 敏行 石川 アンナ

応接者：Herr Ministerialdirigent Rüdiger Derwort (ヘッセン州司法省 司法試験局 局長)

\* \* \* \* \*

#### 1 往訪の位置づけ

前回(2005(平成17)年3月)、平成16年度文部科学省GP助成による「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」の一環として、「フランスおよびドイツにおける法曹養成制度の実情に関する調査」を実施した際、一度、ヘッセン州司法省を訪れ、リュエディガー・デアヴォルト局長と会見したことがある(その記録は、下記URLで閲覧可能)。

<URL> [http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin\\_prog/pdf/hessischen.pdf](http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/hessischen.pdf)

しかし当時は、改革後の新しいシステムに基づく教育は未だ始まっておらず、従って新しい試験及び修習も始まってはいなかった。つまり前回は、文字の上だけの聞き取り調査に終わった。そこで今回は、そのフォローアップ調査として、長年(30年以上!)司法試験の実施に携わっておられるお立場から、デアヴォルト局長に再度お話を伺うことにした。

特に、今回の訪問は、新制度での合格者が始まった直後のグッドタイミングであったため、ホットなお話、また突っ込んだお話(特に様々な統計や数値)を伺うことが出来、わが国の今後の問題を考えるにあたって、大いに参考になるように思われる。

なお、前回調査では、州の文部省から審議官が同席した(上記会見録を参照)が、今回はデアヴォルト局長のみの単独会見となった。

## 2 会見の概要

今回の会見では、会見に先立って、田中成明教授からデアヴォルト局長に、質問票が事前に送付されていた。よって、当日の会見は、この質問票の項目に沿って行なわれることになった。参考のために、質問票の項目を以下に転記する。

### ・法曹養成制度改革の成果の評価について

Q 1 改革は順調に進み、所期の成果を収めているか？ 何か想定外の問題は生じていないか？

Q 2 大学側の教育改革などの対応に何か問題はないか？ 大学の成績評価にばらつきや学生のレベル差などの問題はないか？ そもそも大学の成績評価は現実に合否にどの程度影響を及ぼしているのか？

### ・司法修習修了者の進路について

Q 3 進路選択は個人に任せられており、司法省は全く関与しないのか？ 行政機関、裁判所、司法省、弁護士事務所などはどのようにしてリクルートしているのか？

Q 4 行政職、裁判官、検事、弁護士のいずれになるかについて、法学部成績や司法修習成績はどの程度のウエイトをもっているか？ 成績は進路選択に大きな影響を及ぼしているか？

Q 5 弁護士人口が過剰であるという状況に何か具体的な対応措置はとられているのか、また、検討されているのか？ 司法修習修了者で行政官・裁判官・検事・弁護士にもならず、他の職域に進む者はどの程度いるのか？ 具体的には、どのような職域に進んでいるのか？

Q 6 改革によって司法修習修了者の進路選択などに何か顕著な変化は見られたか？

Q 7 いわゆるボローニャ・プロセスの影響はあるのかないのか？ あるとして、何処にどの程度あるといえるのか？

まず会見に先立って、デアヴォルト局長から、視察団に対する歓迎の挨拶があった。それによると、司法大臣及び次官が同席の予定であったが、両者とも外せない他用で失礼す



ることになったので、「皆様に宜しく」との伝言があったとの由。その後、会見に入った。会見の概要は、以下のごとし。

## 2-1 今次の改革の評価——過去2年の実績を回顧して

質問票 Q1 に対する回答：今次の制度改革は、2002(平成 14)年に始まった。そして、新制度の下での第1回の受験者 (Prüfungskandidaten nach dem neuen Prüfungssystem) が誕生したのは、2007(平成 19)年のことである。

目下、ドイツ全体ではまだ旧システムに基づく (第1次国家) 試験を受けている者が、14,000 人居る。これに対し、新システムの受験者の数は 2007(平成 19)年秋から 2008(平成 20)年 4 月までで、4,000 人に上っている。彼ら (=4,000 人) が、日本の皆様方が興味を持っておられる対象、ということになる。

われわれ (=司法省) も同じように強い興味・関心を抱いているので、これら 4,000 人を対象にアンケート調査 (Beragung) を実施したところである。回答者数は遺憾ながら少なく、600 人であった。しかし、これだけのサンプルがあれば、アンケート調査としては有意である、と考えている。

アンケート結果によると、受験者は新制度に概ね好意的である。その理由は、①新制度の下での教育は、弁護士養成に重点が置かれるようになったこと。②外国法・外国語能力が法曹養成制度に取り入れられた結果、教育が国際化したこと (例えば、フランクフルト大学法学部では、中間試験までに必ず一通は外国語でレポートを書くか試験を受けて、評価を得なければならない)。③特定分野を深く掘り下げることができるようになったこと (重点領域科目——日本の「展開・先端科目」に当る) などが挙げられている。これに対し、④いわゆる「ソフト・スキル」科目、すなわち弁論術 (Rhetorik)、交渉技能 (Verhandlungsmanagement)、メディエーション (Mediation) 等については、評価は分かれ

ている。なぜなら、これらの実務（実技）科目は講師の力量に懸かっているが、教育能力に優れた指導者が、この分野では圧倒的に不足しているからである。

したがって、今次の改革が「成功だったか失敗だったか」を今この時点で問うことは、未だ「時期尚早である」というのが、私見である。今後、成果を検証するために、更により精密なアンケート調査を実施してみるつもりである。

## 2-2 大学、国家試験と成績評価

質問票 Q2 に対する回答：大学は、大学の自治を享有する独立不羈の組織体である。国家（州）の側のカウンターパートは、言うまでもなく文部省（Kultusministerium）である。われわれ（司法省）が大学に関与するのは、司法試験が国家試験（juristisches Staatsexamen）で、その主管が司法省だからであり、かつその限度に於いてである。

ヘッセン州に関して言えば、われわれ州司法省と関係するのは、次の3つの大学の法学部である。すなわち、フランクフルト（Frankfurt am Main）、マールブルク（Marburg）、そしてギーセン（Gießen）である。これらの大学と司法省の関係は至って良好であり、特段の問題は生じていない（völlig problemfrei）。

お尋ねの成績評価に関しては、国家試験（司法試験）との関係で、次の数値をお示しすることにする（<表1>参照）。

**<表1> ヘッセン州の各大学の受験者数と平均点**

大学名	受験者数	平均点（満点 18 点）
フランクフルト	600 人	7.4 点
マールブルク	300 人	7.5 点
ギーセン	300 人	7.5 点

御覧のとおり、3大学ともに好成績を収めている。ヘッセン州では、第1次国家試験の合格率は、77.65%である。

日本の皆様は、ドイツの成績評価システムに必ずしも明るくないと思われるので、御参考までに、評価基準をお示しすることにする。得点は18点が満点であり、最低は0点もある。評価「1」が最高であり、評価「6」が最低である。1から4までが「合格」で、5と6は「不合格」である（<表2>参照）。

**<表2> ヘッセン州の国家試験に於ける成績評価基準**

得点	0	1-3	4-6,4	6,5-8,99	9-11	12-14	15-18
評価	6	5	4	3	2,5	2	1
表示	un-genügend	un-genügend	ausrei-chend	befriedi-gend	voll be-friedigend	gut	sehr gut
合 否	不合格		合格（平均）		成績優秀 Prädikatsnoten		

（石川注——「表示」欄の各語はうまく日本語に訳せないなので、今回は原語のままお示しすることにする）

ドイツでは、法曹養成（Juristenausbildung）に関しては、連邦法律（Bundesgesetz）すなわちドイツ裁判官法（Deutsches Richtergesetz）によって規律されている。その結果、16の州（16 Bundesländer）での相互比較が可能になる。それで見ると、ヘッセン州の試験成績は、ほぼ連邦の平均値あたりに位置している。

ご承知のとおり、新システムの下では、試験の名称が、旧来の第1次国家試験から「国家」が落ち、「第1次試験（erstes Examen）」と表記されるようになった。その理由は、新しい第1次試験の70%は（従前どおり）国家（＝州）が行うが、残りの30%は各大学が行うことになったからである。

そこで次に、大学の試験について一言しておく（「本来は文部省の所管なのであるが、本日はここに代表者が出席していないので」との註釈があった）。結論から申せば、同一の受験者について検証すると、国家試験の評価は低く、大学の評価は高い。

何故このような食い違いが出てくるのか、すなわち大学の評価が国家試験の評価よりも高いのかの原因は、現段階では未だ定かではない。われわれは、大学の先生がたの評価が「甘い」とは必ずしも思っていない。要因は、別のところにあるのではないだろうか。私見によれば、大学では講義内容と試験とが、学期ごとに直結している。つまり、国家試験では何が出題されるか予め分からないのに対して、大学の講義は真面目に出席していれば、教師の問題関心が分かるし、そのことから期末試験の傾向もある程度は予測が可能である。特に重点領域科目（Schwerpunktbereiche 展開・先端科目）の場合には、受講者は自分の好みで選択するわけだから、当該科目に対する受講者の関心も取り組みの士気も高く、その結果、試験でも好成績を残すことになるのだと思われる。大学の試験は、演習レポート一通（eine Seminararbeit）、期末論述式試験一通（eine Klausur）、そして口述試験一回（eine mündliche Prüfung）から成る。これらの試験は通常、最後の3学期の間に、通常の講義・演習と並行して実施される（石川注——ドイツの法学部生の最低在籍学期数は、8学期である。この場合、6学期から8学期、すなわち日本風の表現にすると、3年次後期から4年次前後期にかけて、大学の試験は行われることになる。なお、大学の試験に関しては、別紙「ヴェルツブルク大学」及び「パッサウ大学」の往訪記も参照されたい）。

これに対し、国家試験（staatlicher Prüfungsteil）は必修科目に関する試験（Pflichtfachprüfung）として行なわれる。国家試験は、6日間実施される。一日一科目の論述式試験（Klausur）が、6科目（公法系、民事系、刑事系）について行なわれ、間をおいて更にもう一日、口述試験（mündliche Prüfung）が行なわれる。

大学試験と国家試験の成績は、最終成績判定証（Endnotenurkunde）に於いては、別々に表示される（「総合成績」「国家試験成績」「大学試験成績」）。ただし、大学試験と国家試験は別個独立の存在である。州によっては、両者の関連を明確に規律しているところもある（最初に大学試験、次に国家試験を受験せよ、という具合に）。しかし、わがヘッセン州では、その点の縛りをかけていない。結果、極端なケースとしては、先に国家試験

を受験し、数年経ってから大学試験を受験するということもあり得る。無論、実際には大多数の受験者は、両者を並行して受験しているのであるが。最後に、お隣のバイエルン州では、大学試験のトップの成績者が、国家試験不合格になり（笑）、話題を集めた。ただ、これは例外であり、一般には大学試験と国家試験の成績は、「正の相関関係」にある。

## 2-3 司法省の方針、任官の実態など

質問票 Q3 に対する回答：「進路選択は個人に任せられており、司法省は全く関与しないのか？」というお尋ねを頂いた。その答えは、Nein である。司法省は、学生の職業選択に全く影響を及ぼしてはいないし、また及ぼそうとも考えていない。

試験の成績優秀者（上記の〈表 2〉を参照）は裁判官への任官が可能だし、また大手法律事務所、例えばドイツ・アメリカ合弁のローファームに就職することが可能になる。そうでなければ、それ以外の就職先を探すことになる。それ以上でもそれ以下でもない。この「市場原理」に司法省が介入することはあり得ない。

ちなみに、第二次国家試験の結果について見ると、9,000 人の受験者のうち、成績優秀者（Prädikatsnoten）——18 点満点の 9 点以上（石川注。上記〈表 2〉参照）——は、凡そ 1,500 人である。つまり、全体の 6 分の 1（約 16%）である。全体を通じて、男女比はほぼ半々であり、最近では「女性優位」の傾向が見られる。

ヘッセン州司法省では、「今回。〇〇人の空席が出来ましたので、希望者は応募してください」という具合に、公募（keine Stellenausschreibungen）はしていない。換言すると、裁判官、検察官、上級職公務員を希望する者から、随時願書を提出して貰っている（„blinde Bewerbungen“）。その結果、面接も（空きが出た段階で）随時行なわれる。試験合格が前提なので、合格者は合格の翌日から願書の提出が可能である。しかし、上述のように、いつ面接の呼出しが行なわれるか全く保証はないので、それまでは通常の場合、弁護士活動をして糊口をしのぐことになる。

このような状況なので、任官・任検については、自ずと「買い手市場」になる。つまり、任官・任検の前提は、試験に於ける優秀成績（上記のとおり、「18点満点の9点以上」）である。裁判官と検察官の任用基準は同一である。

任用手続は、州によって違いがある。司法大臣自身が任用の決定を下す州もある（例えば、ラインラント・ファルツ州）が、わがヘッセンでは、10人のメンバーから成る「裁判官任用委員会（Richterwahlausschuß）」が設置されている。「裁判官」とはネーミングされているが、この委員会では、検察官も任用される（後述のように、最長5年の「試用期間」を経た後はじめて、身分保障のある裁判官か検察官に任用される）。同委員会は、州議会の代表（Abgeordnete des hessischen Landtages）、裁判官及び州の弁護士会関係者（会長など）から構成される。裁判官の試用期間（Probezeit für Richter）——日本の「判事補」に当るのであろう（石川注）——は3年間で、最長5年間である（連邦裁判官法）。ヘッセン州では、法律上「3年」であるが、その人の人柄や能力を見極めるためには、5年間は欲しいところである。身分保障。ただし、弁護士経歴の長い任用者は、3年ではなく例外的に1年半で身分保障を得ることになる。ちなみに、ヘッセン州の裁判官の数は、目下約1,000人である（うち、分限免職処分を受ける者は、年1～2人である）。

## 2-4 いわゆる判検人事交流など

質問票Q4に対する回答：ヘッセン州司法省の職員数は、凡そ220人である。うち、上級職公務員（höherer Dienst）——日本でいう「キャリア組」に当る（石川注）——は、40人程度である。上級職「公務員」といっても、いきなり試験合格者から任用されるわけではない。現職の裁判官又は検察官の中から、有能な者を採用する。最初は若い段階で一度、司法省に来て貰い、大所高所から司法行政を見る。その後で、再び実務の現場に戻る、というキャリアパスが多い。

自分（デアヴォルト局長）の場合には、最初に（試用期間を経て）3年間裁判官に任官した後、「半年、司法省に行ってくれないか」との求めに応じてこちらに来た。ところが、ここが「すっかり気に入ってしまって」（笑）、30年居続けることになり、司法省に骨を埋めることにした。結局、これは「向き不向き」（気質・性格）の問題だろう。自分は、たまたま裁判官として判決を書くよりは、ここ（司法省）で州議会のお歴々と丁々発止と「闘う」ことに喜びを見出した。しかし、そういう交渉事は苦手という人も居ていいわけであり、その場合は、司法省から現場（裁判所）に戻って判決を書く、ということになるだろう。

自分の場合、保守党（CDU）、社民党（SPD）、そして緑の党（Grünen）の全てにお仕えた。それぞれに持ち味が異なっていて面白い。大臣と次官は、同一の党出身であるのが通例である。ヘッセン州の場合、司法省はずっとその伝統を守ってきた。ただし、経済省（Wirtschaftsministerium）はその例外で、目下、大臣がCDU、次官はSPDである。

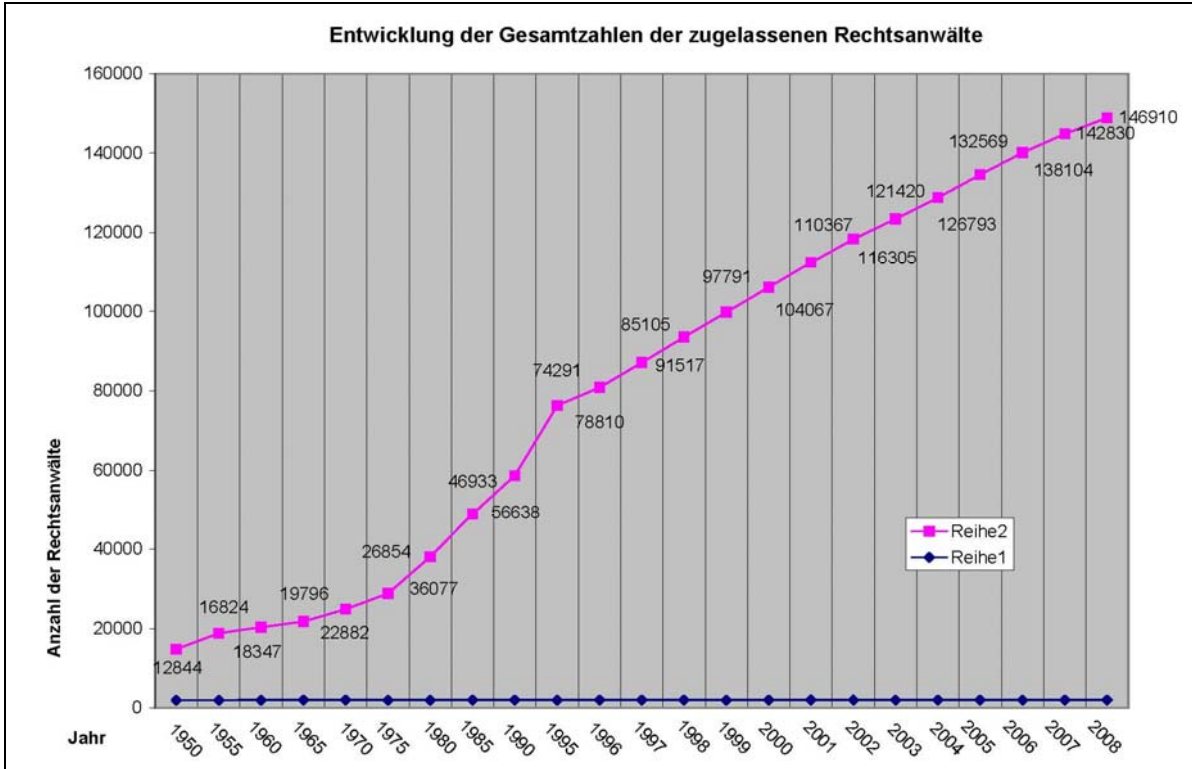
ちなみに、ドイツの場合、「自由業（Freiberuf）」に最も近いのは、法学部の教授である（全世界共通かも知れないが）（笑）。次に自由業に近いのは、簡易裁判所（区裁判所）の判事（Amtsrichter）である。転勤はなく、身分保障があるので、小奇麗な町に住まって、そこで一生を終えられる。「出世」を諦めれば、こういう生活を送ることは可能なのである。しかし、「出世したい」と思う人は、現場（裁判所・検察庁）と司法省を行き来しながら、「出世の階段」を上っていくことになる。

## 2-5 法曹人口は「過剰（Juristenflut）」か？

質問票Q5・Q6に対する回答：「法曹人口は過剰か？」という問いには、様々な答えが可能である。まずもって、「法曹に適正人口はあるのか？」という問題がある。確かに、ドイツの法曹人口、とりわけ弁護士人口は増加の一途を辿っている（<図1>参照）。

<図1>ドイツの過去50年間(1950~2008年)の弁護士数の推移(ドイツ弁護士連合会調

査)



(出典: <http://www.brak.de/seiten/pdf/Statistiken/2008/Diagramm.pdf>) タテ軸が弁護士数を示し、ヨコ軸が年を示す。

第二次国家試験の合格者は、ドイツ全体で凡そ年間 10,000 人である。このうち、大体 7,000 ~8,000 人が弁護士になる。死亡したり廃業したりする者が居るので、差引きすると、弁護士の数は毎年凡そ 5,000 人ずつ増えている。ドイツ全体の人口は、凡そ 8,200 万人なので、1 家族 (3~4 人) に一人、弁護士が居る勘定になる。これを「多い」と見るか、それとも「少ない」と見るかは、評価が分かれるところである。

いずれにせよ、入口部分で予め制約を設ける考え方 (「試験の合格者は年間〇〇人とする」という具合に) は、「職業選択の自由に反する」という連邦憲法裁判所の違憲判決もあることでもあり、ドイツでは採用されていない。



次に、弁護士会にとっては、弁護士人口が増えると、競争相手が増加するわけなので、「過剰だ」という声が出る。これは至極尤もであるし、また理解も出来る。しかしながら、司法省の立場から見れば、弁護士の数が増え、任用候補者の数が増えれば増えるほど、そこから最優秀な人間をリクルートすることが可能になるので、弁護士人口の過剰はむしろ「ウェルカム」とも言える訳である（笑）。

自分は、1968(昭和 43)年に任官した。その当時も、「法曹人口は多い (Juristenflut) 」と既に言われていたし、今日でも同じことが言われている。しかし、その割に弁護士が「失業した (arbeitslos) 」という話は聞かない（笑）。結局、この問題は統計には現われて来ないのである。

司法省で把握している統計は、法曹 4 者（裁判官、検察官、弁護士、上級職公務員）に限られている。裏側から言うと、それ以外の例えば市町村 (Gemeinde) に就職したり、企業に就職したりする者の数は、統計上は、実は全く把握できていないのである。

先ほど、年間 8,000 人が弁護士登録する、と述べた。しかし、実際のところ、弁護士の数が多いのは客観的事実であるから、弁護士として「食ってはいけない」と判断して、上記のように、法曹 4 者以外の道を選ぶ者は 1 割、つまり年間 800 人ぐらいは居るのではないかと、というのが自分の実感である。

ただし、先ほどの統計の中には、Syndikus、つまり企業内弁護士は含まれていることに、御注意頂きたい。Syndikus は、「弁護士」の数の中に含めてカウントされているからである。それ以外の道に進む者の数は、司法省では把握できていないので、場合によって、弁護士会に照会されては如何であろうか？（企業内弁護士に関しては、別紙報告「シュティンツィング弁護士往訪記」を参照のこと）

## 2-6 いわゆる「ボローニャ・プロセス」について

質問票 Q7 に対する回答：このテーマを語り始めると長くなるが（笑）、客観的事実を最少に提示しておく。ボローニャ・プロセス（Bologna-prozeß）は、ご案内のとおり、1999(平成 11)年のボローニャ宣言（Bologna-Erklärung）に始まる。すなわち、EU29 カ国の教育担当大臣（文部大臣）がボローニャ（イタリア）に参集して、会合を開き、「2010(平成 22)年までに学位と教育課程を統一すること」を決議したのである。一方、ドイツの法曹養成制度改革は、2002(平成 14)年に始まった。この両者は、私見にすれば、全く無関係である。改正後の連邦裁判官法（Bundesrochtergesetz）にはボローニャ・プロセスのことは一言も触れられていない。ボローニャ・プロセスは、教育省（文部省）マターだから、というのがネガティブな理由である。

無論、教育省の側も黙ってはいなかった。連邦教育大臣（Bundeswissenschaftsminister）が連邦州司法大臣会議（Justizministerkonferenz）に対し、「法曹養成制度改革の中で、ボローニャ・プロセスについて触れられていないのは問題ではないのか」という質問状と発した。以来、司法省と教育省の間で「静かな戦争」が始まった（笑）。

1954(昭和 29)年に、ドイツをサッカーの第 5 回ワールドカップ大会で、ドイツを（予想外の）優勝に導いた名監督ヘアベルガー（Sepp Herberger 1897～1997 年）が残した有名な言葉（“Nach dem Spiel ist vor dem Spiel“）を振って表現すれば、「改革は、してみたものの、元木阿彌（Nach der Reform ist vor der Reform）」ということである。つまり、「制度は、あれこれいじらない方がいい」というのが、われわれ司法省の立場である。

もともと、ボローニャ・プロセスというのは、極めて政治的性格が濃厚な動きであり、特段拘束力を持つものでもない。大学によっては、この動きを利用して自己に有利な立場を確保しようとする向きもある。しかし、ボローニャ・プロセスの根幹、つまりバachelor とマスターの 2 つに学位を統一しようとする動きに対し、ドイツでは少なくとも 2 つの学部が抵抗している。すなわち、一つは医学部（Medizinische Fakultät）であり、またもう一

つは法学部 (Juristische Fakultät) である。これら二つの伝統的な学部では、その教育システムがそもそもバACHEラー (2年) とマスター (3年) には馴染まない、と一般には考えられている。

ヘッセン州では、司法省も教育省も、ボローニャ・プロセスは「黙殺」している。ノルトライン・ヴェストファーレン (州都はボン) では、女性の司法大臣 (CDU 所属) が、図的に「ボローニャ・プロセスを法曹養成にも導入すべきである」、と主張している。しかし、私見では、これは少数派であり、党派の違いを超えて、ボローニャ・プロセスには反対している、というのがドイツの実情ではないだろうか。

すでに述べたように、制度はいじればいじるほど悪くなる傾向がある。しかも、ボローニャ・プロセスが提案する以外にも、「国際化」の方法は幾つかある。実際、今次の法曹養成制度改革の目玉の一つは、「国際化」であった。別に学位を統一しないでも、教育課程の中にその要素を加えるだけで、「国際化」は可能である。

いずれにせよ、ボローニャ・プロセスを法曹養成制度改革に導入するには、連邦裁判官法の (再度の) 改正が必要になる。目下、ベルリン (ドイツの「永田町」) では、CDU と SPD の「大連立政権 (große Koalition)」が続いているが、両者間の政策協定 (Koalitionsvereinbarung) では、ボローニャ・プロセスの法曹養成制度への導入については、一言も触れられてはいない。したがって、この状況は上記の政策協定が有効な明 2009 (平成 21) 年 6 月 (連邦議会選挙時) までは継続する、ということである。

以上

## 4 ヴュルツブルク大学法学部 往訪記録

(文責：石川アンナ／石川敏行)

日時：2008年8月28日(木) 16:00～18:00

場所：ヴュルツブルク大学(バイエルン州) 法学部棟1階 法学部長室

往訪者：田中 成明 土井 真一 窪田 充見 石川 敏行 石川 アンナ

応接者：Prof. Dr. Dr. Eric Hilgendorf (刑事法、学部長補佐 Prodekan)

\* \* \* \* \*

### 1 往訪の位置づけ

前回(2005(平成17)年3月)、平成16年度文部科学省GP助成による「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」の一環として、「フランスおよびドイツにおける法曹養成制度の実情に関する調査」を実施した際、視察団の一行が帰国した後、残留した石川敏行とアンナの両名でヴュルツブルク大学を往訪し、当時の学部長であったシュヴァルツ教授(Prof. Dr. Christian Schwarz 商法・会社法。その直後に、若くして急逝)に、インタビューを試みたことがある(その折の記録は、[http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin\\_prog/pdf/un\\_wurzburg.pdf](http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/un_wurzburg.pdf) で閲覧可能である。また、写真は石川敏行による報告「フランス・ドイツの法曹養成における臨床系教育」のパワーポイント・スライド資料[http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin\\_prog/pdf/slide\\_ishikawa.pdf](http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/slide_ishikawa.pdf)を参照)。

しかし、別紙「ヘッセン州司法省往訪記録」でも述べたように、今から3年前の当時は、改革後の新しいシステムに基づく教育は未だ始まっておらず、その意味で未だ形を成していないもののお話を聞くという、ある意味で中途半端な聞き取り調査に終わった。そこで今回は、そのフォローアップ調査として、すでに企業内弁護士、渉外系事務所、州司法省と連続して往訪し、蓄えた知識もかなりのものになったので、それに基づいて、教育現場である大学を訪れ、新制度の下での実態を探った。

なお、昨日までの3箇所は、ともにフランクフルト市内か、その近郊であった（州司法省のあるヴィースバーデンはヘッセン州の〔政治上の〕州都であり、経済上の州都であるフランクフルトから、電車で小一時間の距離にある）。これに対し、本日の訪問先であるヴェルツブルク（Würzburg）は、ヘッセン州の西に隣接するバイエルン州（Freistaat Bayern）に属する（ちなみに、Freistaat とは「共和国（Republik）」のドイツ語表現）。フランクフルトから見ると、南東120kmのあたりに位置している。従って、列車で移動した。

ヴェルツブルクは、アイルランドから渡来し、この地（フランケン）にカトリックを布教した聖キリアン（St. Kilian 640年頃～689年頃）の司教座に発し、後に世俗司教（Fürstbischof）にしてフランケン侯爵（Herzog）でもあった有名なユリウス・エヒター（Julius Echter von Mespelbrunn 1545～1617年）大司教の主座（Residenz）が所在する。日本流に表現すれば、「門前町」として古くから知られる、風光明媚な町である。

また、ヴェルツブルク大学の創立は1402（応永9）年というから、同じバイエルン州のミュンヘン大学の創建（1472（文明4）年）よりも、数十年古い。日本では余り知られていないようだが、「名門大学」といってよい。正式名称を Julius-Maximilians-Universität Würzburg といい、2007/2008年冬学期現在で、学生数は20,621人。内訳は女子学生が11,878人、男子学生が8,743人で、女子学生の比率が58%と、ドイツの大学の中でも「女性優位」が頗る顕著である。現在、学部は10個あり、法学部は建制順で二番目の位置を占める（主位は、言うまでもなくカトリック神学部）。

法学部には、現在、1500人の学生が在籍し、毎年凡そ300人が入学している。17の講座（Lehrstühle）と、講座には所属しない教授2人が居る（つまり合計19人）。当日、応接に当たったヒルゲンドルフ教授は、法学部の学部長補佐（Prodekan）であると同時に、刑事法学者でありながらIT法にも造詣が深く、大学全体の「メディア広報担当」といった位置づけにある。おみやげとして、同教授監修に係るDVDディスクを頂戴したが、なかなかの出来栄であった。

大学と同じく、ヴュルツブルク大学法学部も日本では余り知られていないが「名門学部」であり、特にヨーロッパ法に傾斜した教育で有名である。ゆえに、ジャン・モネ (Jean Omer Marie Gabriel Monnet) の名前を冠したチェア (「ジャン・モネ講座」) も存在している。その結果、今次の法曹養成制度改革の動きの中で新たに導入された「重点療育科目 (Schwerpunktbereiche)」 (日本流に表現すると、「展開・先端科目」) 於いても、ヨーロッパ法に特化している点に、大きな特徴がある。

今回、ベルリンやミュンヘンのような「巨大大学」を避け、敢えてヴュルツブルクという——日本から見ると——無名大学を往訪先に選んだ第一の理由も、実に上記の点、つまり特色ある教育を実施しているという点にある。第二に、こじんまりした所帯なので、学部のみとまりも良く、前回のフォローアップの意味合いとともに、本視察のテーマ (法科大学院に於ける「実務科目等の内容の明確化・標準化の調査研究」) を外国に於いて「深掘り」するには最適であろう、と考えた次第である (なお、この翌日に訪れるパッサウ大学 (Universität Passau) も、日本では殆ど知られていないと思われる。しかし、外国語に特化した教育で有名であり、そこに大きな特色を持つ。新設の大学——1978(昭和 53)年——の割には、大学のランキングで第 1 位を占めている。詳しくは、別紙「パッサウ大学往訪記録」を参照のこと)。

**<写真> 上空から見た法学部棟 (元教会の建物なので Neubaukirche と呼ばれる)**



(出典 : <http://www.jura.uni-wuerzburg.de/startseite/>)

## 2 会見の概要

今回の会見でも、会見に先立って、田中成明教授からヒルゲンドルフ教授に、質問票が事前に送付されていた。よって、当日の会見は、この質問票の項目に沿って行なわれることになった。参考のために、質問票の項目を以下に転記する。

### ・改革への評価・対応

Q1 そもそも改革の背景・目標などをどのように評価しているか？

Q2 第1次法学試験における大学とラントとの役割分担をどう評価しているか？

Q3 法学教育の改革は順調に進み、所期の成果を収めているか？ 何か想定外の問題は生じていないか？

Q4 重点領域に関する貴法学部の特徴は？ 学生の履修状況に問題はないか？

Q5 基本技能科目はどのように位置づけられ、教員はどのようなルートで確保しているのか？ 学生の評判や履修状況はどうか？ ラントが行う法律科目試験では、基本技能科目を履修していることを念頭において出題・採点を行なうというような関連があるのかどうか？

Q6 改革は、法学教育だけでなく、法学研究にも影響を及ぼしているか？ 具体的にどのような事例があるか？

### 2—1 制度改革の背景・目標とそれに対する評価

質問票 Q1 に対する回答： 大学人としての私見によれば、今次の制度改革で一番大きな影響を与えたと思われるのは、大学（法学部）相互間での競争的環境が今まで以上に整えられ、その結果、競争が激化した点にある。つまり、共通の土俵の上で、しかし特色ある教育を打ち出し、かつ提供しないことには、法学部は生き残っていけない。

ご承知のとおり、今次の改革の最大の眼目、従来の国家試験（Staatsexamen）のほかに、「大学試験（Universitätsprüfung）」が導入されたことである（両者に関して詳しくは、

別紙「ヘッセン州司法省往訪記録」を参照のこと——石川注）。本学では、後に述べる 7 科目を提供することにした。この中から、受講者は 1 科目を選択し、重点的にその分野の知識を深める。そして、その結果は大学が実施する試験——これが上記の「大学試験」——によって結果が検証される。「重点領域科目 (Schwerpunktbereiche)」と呼ばれ、旧制度の下での (国家試験に於ける) 「選択科目 (Wahlfachgruppen)」にほぼ対応するものである (詳細は、後掲「2-4」を参照)。

改革前、各大学は「横一線」で進んで行っており、個性に乏しかった。これに対し新制度では、大学が自分で試験を実施できることになったので、独自のカラーを打ち出し、相互間の競争が可能になった。しかも、大学間競争は、現在は EU レベルでも考える必要がある。

ドイツには「南北格差」が存在しており、文教予算が北ドイツ (ハンブルク、ブレーメン等) では少ないのに対し、南ドイツ (バイエルン、バーデン・ヴュルテンベルク等) では比較的豊かである。それにも拘らず、重点領域科目の制度設計は、現在では各校でよく似ている。違いは、学部の規模である。科目数は、ほぼ学部の規模とマンパワーに比例してくるからである。バイエルン州では、ミュンヘン大学法学の規模が最も大きい。ミュンヘンでは、重点領域科目の数は恐らく 2 つほど多いのではないか (この翌日に訪れるパッサウ大学は同じバイエルン州にあり、規模はヴュルツブルク大学よりも小さいにも拘らず、重点領域科目の数が 16 個もあるのは、ある意味では驚きである。区詳しくは、別紙「パッサウ大学法学部往訪記録」を参照)。

## 2-2 大学と国家 (州) の役割分担について

質問票 Q2 に対する回答： 「国家試験と大学試験の関係・比率 (70%対 30%) と実態や如何」とのお尋ねを受けた。ドイツでは、法曹養成の分野では古くから国家試験



(Staatsexamen)には定評があり、この点に照らすと「70%対30%」という配分は、まずは穏当なところではないかと思う。

先ほど、「競争」の話をしたが、バイエルン州には、合計7個の法学部がある。そこで、国家試験部分は言わば「規定演技」であるから、各法学部は共通の土俵の上で互いに競い合い、そのことで誰の目から見ても、比較が可能になる。次に、大学試験部分は「自由演技」であり、各法学部が自分の得意とする分野でそれぞれの特性を發揮することができる。また、学生も自分の好みに応じて、専門知識を学部時代に深めることが可能になり、

### 2-3 「想定外の問題」について

質問票 Q3 に対する回答： 「想定外の問題はなかったか」とのお尋ねであるが、あった(笑)。

まず、上述した大学試験を制度設計する際に、激論が闘わされた。それは、大学試験の「形式」を巡ってであった。すなわち、「試験」は①レポート(宿題)形式(Studienarbeit)にするか、それとも②監督者付で行なわれる論文式試験(Klausuren)にするかという、見かけは至って単純な問題であった。当時、わがバイエルン州では、①を選択した。ところが、そこから大きな問題が二つ生じてくることになった。

一つめの問題は、出される課題のテーマと内容が、往々にして学生が学部で履修した演習(ゼミナール)での課題(Seminararbeit)と似通ったものになった。学生にしてみれば、当該課題は演習を通じて既知の内容であり、また知識も豊富だから、喜び勇んでレポートを書く。その結果、大半の学生の評価は「秀(sehr gut)」(「優(gut)」の上の、最高位の成績——石川注)となった。つまり、文字どおり甲乙付けがたく、成績に全く差が付かない、という事態が生じたのである(これは、教師の側が慣れていない、ということに起因していたと思われる)。

二つめの問題は、課題は一人につき一つ。つまり、同じ課題の使い回しが出来なかった。その結果、教師は事前には課題を考えることに頭を悩ませ、また事後にはレポートを読み採点するのに、膨大な時間とエネルギーを要することになった。

以上のように、見かけは単純そうであったのに、そこから将に「想定外」の問題が起きてきてしまった。そこで、教授会などで討議を重ねた結果、原稿のレポート方式は2010(平成22)年度には最終的に廃止する。それに代えて、論文式試験(7通)を導入することに決した。各科目は5時間である。

試験の方法は、旧来の国家試験と同様のやり方、すなわち20人から30人を一部屋に閉じ込めて、一日一通の論文を5時間かけて書かせるのである(日本の新司法試験、民事系の「大大問」のようであり、あるいは「起案」とでも表現したほうが、実態に相応しいのかも知れない——石川注)。

一学期は標準15週であり、演習は毎週2時間行なわれている。その終わりに、学生は演習に関するレポートを一通提出する。

目下、本学には1,800人から2,000人程度の学生が居り、一方、講座の数は21である。従って、教員の負担は、決して軽くはない。

#### 2-4 ヴェルツブルク大学法学部に於ける「重点領域科目」の特徴など

質問票 Q4 に対する回答： 先ほど、「重点領域科目 (Schwerpunktbereiche)」は、旧制度の下での「選択科目 (Wahlfachgruppen)」にほぼ対応するものである、ということを上げた。本学では、次の7つの重点領域科目を設けている。

すなわち、

- |   |
|---|
| <p>①「法の基礎」すなわち法史学、法哲学 (Grundlagen des Rechtes (= Rechtsgeschichte, Rechtsphilosophie))、</p> <p>②「経済と租税」すなわち会社法、経済法、租税法 (Wirtschaft und Steuern (Gesellschafts-,</p> |
|---|

Wirtschafts- und Steuerrecht)

- ③「ヨーロッパ法・国際法」すなわち国際取引法を含むヨーロッパ法・国際法 (Europäisches und internationales Recht und Wirtschaftsverkehr (Europarecht, Völkerrecht, intern. Kaufrecht) )、
- ④「労働と社会」(労働法・社会法) (Arbeit und Soziales (Arbeits- und Sozialrecht))、
- ⑤「刑事法」、すなわち刑法・刑事訴訟法・犯罪学 (Kriminalwissenschaften (Straf- und Strafprozeßrecht, Kriminologie)
- ⑥「政治と行政」すなわち行政法 (Politik und Verwaltung (Verwaltungsrecht))、
- ⑦「(国内) 公法・国際公法」 (Öffentliches Recht und Völkerrecht)

の7分野である。

最も人気のある科目は②(②経済と租税 [会社法、経済法、租税法])であり、逆に最も人気のない科目は——法理学が御専門の田中先生の前では、大変申し上げにくいことなのではあるが(苦笑)——①(法の基礎 [法史学・法哲学])である。直近の学期では、受講者は僅か5名であった。その原因は、標準的なテキスト (Standardlehrbuch) が欠けていることにあるのだろう。ただし、人数は少ないといっても、「少数精鋭」である。この状況は今始まったことではなく、改革前の「選択科目」時代にも同様であった。

(「基礎法の受験者が少ないというが、ドイツでは刑法学者が法哲学を講じており、そのことを考えれば、そう悲観すべきことでもないのではないか」との質問に対し) 御指摘のとおり、ドイツの伝統では、刑法学者が法哲学を講じてきた。例えば、ハッセマー (Winfried Hassemer 連邦憲法裁判所副長官) やカウフマン (Arthur Kaufmann ミュンヘン大学) の場合である。しかるに最近では、公法学者が法哲学を講じている。例えば、ドライアー (Horst Dreier ヴュルツブルク大学)、ブルッガー (Winfried Brugger ハイデルベルク大学)、そしてアレクシー (Robert Alexy キール大学) 等である。これは、アメリカの(ロースクール)の影響であろう。

次に本学は、ヨーロッパ法に傾斜した教育で有名なことから、③（国際取引法を含むヨーロッパ法・国際私法）も人気科目であり、特に女子学生の比率が高い。⑤（刑法・刑事訴訟法・犯罪学）もまた、旧制度の下から引き続き学生には「人気のある科目」といってよい。

## 2-5 いわゆるボローニャ・プロセスについて

質問票にはない項目だが、話題はいわゆるボローニャ・プロセスにも及んだ。ヒルゲンドルフ教授の見解は、次のとおり（なお、ボローニャ・プロセスに対する、「当局側」の考え方については、別紙「ヘッセン州司法省往訪記録」を参照されたい）。

私見によれば、ボローニャ・プロセス、すなわち教育課程（Studiengang）をバチェラーとマスターに二分割する方式を法曹養成に導入することは難しい、と感じている。なぜなら、いわゆるボローニャ合意（Bologna-Vereinbarung）によると、教育課程をボローニャ・プロセスに整合させるためには、次の三つの条件を満たす必要がある。すなわち、

- ①モジュール化（Modularisierung）：教育課程を細かい単位（モジュール）に区切り、それを構成する講義・演習等を今よりも完結・独立したものにさせ、その終了には必ず試験を伴うものとする。
- ②成績評価（Bewertung）の統一化：欧州全体で通用し、互換可能なものとするために、ハーモナイゼーションを要すること。その際、ドイツの法学部と国家試験で伝統的に採用されている方式を整合させるのは、至難の業だと思われる（現行のドイツの成績評価の仕組みについては、別紙「ヘッセン州司法省往訪記録」を参照されたい）
- ③バチェラー・マスター二層化：バチェラー課程（B.A.-Studiengang）は2年間であり、この間に各職業に就けるだけの能力を養う必要がある。これに、マスター課程（M.A.-Studiengang）の3年間が続くこと。

これだけでもお分かりだと思うが、2年間の教育だけで、裁判官としての能力を身につけさせることは、法学部の場合、どう考えても不可能である。検察官・弁護士についても、同様である。旧東ドイツの少数の法学部で、2年間でバチエラーを出すことを試みている所もある。しかし、この「実験」は余りうまく行っていない。学生にとっても、メリットがない。ゆえに、法学部関係者の圧倒的多数は、ボローニャ・プロセスは専ら「政治マター」であって、ドイツの法曹養成制度にボローニャ・プロセスを持ち込むことは不可能である、と考えている筈である。

## 2-6 実務系科目について

質問票 Q5 に対する回答： 私の見るところ、学生はキークオリフィケーション (Schlüsselqualifikationen)、例えば外国語・外国法、ソフト・スキル (Soft Skills) の習得には、一定の関心は示している。しかしながら、8 学期の間に一科目取るか取らないかという程度の科目であるから、学生は重要性を感じているとは言えない。キークオリフィケーションは、その性質上「試験」を実施して判定するのには馴染まない科目である。だから、要するに「参加・履修すればいい」わけで（目下は「履修証明書」が出るだけである）、そのことも影響しているのだろう。

しかも、われわれの準備不足から、目下のところ、多くの科目を提供できていない。また、キークオリフィケーション科目を教える能力を持つのは、われわれ研究者ではなく、実務家教員（弁護士）である。つまり、スタッフの増強と教育能力の強化が、今後の喫緊の課題である。ただ採用側、特に大手法律事務所は、「大学教育の中で、キークオリフィケーションを重視して欲しい」と言い始めている。だから、状況はこれから変わっていくだろうと思っている。

幸いなことに今般、全学的合意が形成され、ヴェルツブルク大学では 2008/2009 年冬学期から、「異文化相互理解リテラシー (interkulturelle Kompetenz)」という統一テーマ

を掲げて、大規模なプロジェクトを実施する予定である（その一環として石川敏行も、日本の西欧法継受に関する講演を行うことになった——石川注）。

例えば、自分の専攻は刑法であるが、ドイツ全国の犯罪の 20%には、トルコ出身の若者が何らかの形で関与している。そこから一直線に、彼らを「単に根が粗暴だからだ」と決めつけることは簡単である。だが恐らく、事態はそう単純なものではないだろう。彼らが生まれ育ったイスラム文化が、このドイツの地の文化と衝突し、特にドイツ生まれの「二世」「三世」は、両者の葛藤に悩んでいる。その葛藤の中に、犯罪に走る原因があるのではないか。そういう漠たる推測は働くのではあるが、しかしドイツの検察官も裁判官も、未だ原因を解明できていない。

犯罪がらみではなくとも、例えばドイツの若者が「ごく普通」に振る舞っただけで、恐らく日本人の皆様の目には、「尊大なヤツだ、礼儀正しくない」と映るのではないだろうか（笑）。だからもし、ドイツの若者が近い将来、日本あるいは日本人を相手にした法曹として大成しようと思うならば、異文化理解というものが、最低の前提になってくる。上述した研究プロジェクトは、そのような複合領域にヴェルツブルク大学が全学を挙げて取り組む試みである。

その成果に基づき、近い将来、本格的にキークオリフィケーション、例えば交渉術（Verhandlungsmanagement）、弁論術（Rhetorik）、プロジェクト・マネージメント（Projektmanagement）といった実務・実技系の科目の導入に繋げていければいい、と目論んでいるところである。

以上のとおり、「学生の評判や履修状況」というのは、本学の場合には、現段階では殆ど何も申し上げられないのが実情である（なお、キークオリフィケーションについては、この翌日に訪問するパッサウ大学に於いて、ドイツ全土とは比較にならぬほど大規模に行なわれていることが分かった。よって詳しくは、別紙「パッサウ大学法学部往訪記録」を参照のこと）。

最後に、「国家試験で実務・実技系科目の修得を前提にした出題がなされているか」とのお尋ねであるが、私見によれば、そのような状況は存在していない。

## 2-7 今次の制度改革の法学教育・研究への影響について

質問票 Q6 に対する回答： これについては、既にお答えしたとおり、制度改革の結果、国家試験の他に、大学試験という新しいタイプの試験が導入された。旧制度の下でも、法学部の教員は、試験官として国家試験には関与していた。しかし、その当時は、大学試験は存在していなかった。

しかるに、新制度の下では、法学部の教員は相変わらず国家試験の応援に駆り出されることに加えて、大学試験の出題・採点を行う羽目になった。したがって、負担は確実に増えた、と言わざるを得ない。有限な時間を、新たな課題に奪われているので、教育・研究に影響が出始めていることは事実だろう（「慣れ」）。前にも述べたが、特に課題レポートは、現在の方式だと一人 50 頁程度である。20 人がレポート課題を提出してくると、それだけで 1,000 頁になる。二回読むから、2,000 頁を読む。これは、かなりの負担である。

もっとも、悪いことだけではない。現在のレポート方式は、確かに読了し採点するのが大変は大変なのではあるが、学生が書いてくるレポートの内容が面白く、水準も高いものが多い。ゆえに、読んでいて知的好奇心を刺激され、これが新たな研究を開始するためのインセンティブとして機能する面があることに気がつき始めている。ただし、中にはろくでもないレポートがあり、これは読んでいてウンザリしてしまうのだが（笑）。

だから、教育が影響を与えている、とは言えない。むしろ大変で、神経をすり減らすのは、学外資金 (Drittmittel) を頂く場合の事前の申請書書き、そして事後の自己評価である。そのために、膨大な文書を作成しなくてはならない。また、大学評価 (Evaluierung) も大変で、むしろこれらの方が研究時間に食い込み、研究活動に悪影響を与えている、というの

が実感である（これを聞いた訪問者一同は、「いずこも同じ」と苦笑したのであった——石川注）。

## 2—8 試験の成績、法曹としての進路など

必ずしも質問票には登場しないが、会見の終わりに、話題は試験の成績評価や、法曹としての進路の点に及んだ。ヒルゲンドルフ教授のお答えは、大変参考になるので、かいつまんで記録にとどめる。なお、正式評価に関しては、昨日のヘッセン州司法省で、デアヴォルト局長が詳しくデータを示してくださった。「18点満点」という制度の組立ては、ヴェルツブルクが所在するバイエルン州でも一緒なので、記述の重複を省く上からも、正式評価の仕組みに関しては、別紙「ヘッセン州司法省往訪記録」にお目通し頂きたい。

さて、ヴェルツブルク大学法学部の場合、男女比は 48%（男）：52%（女）である。第一次試験でも第二次試験でも、女子受験者のほうが男子よりも成績が良い。しかるに、結婚・出産の問題があるためか、実際には第二次国家試験を経て、法曹として活躍しているのは、女子の二人に一人である。第一次試験のトップ3人は、男性である。しかしながら、トップ20人まで見ていくと、女子の成績優秀者が増えてくる。

わがバイエルン州の第二次国家試験は、「ドイツで一番難しい（am schwersten in ganz Deutschland）」ということ定評がある。統計値もそのことを裏付けており、近隣諸州、例えばヘッセン州と比べると、バイエルン州の平均値が3ポイントほど低い、という結果が出ている（つまり、「採点がからい」ということである——石川注）。

第一次試験についても同様で、バイエルン州の平均点は（18点満点の）5.5ポイントから6ポイントであるのに対して、ヘッセン州では7.5ポイントである。バイエルンの「優秀成績（Prädikatsnote）」は6.5ポイント以上であるが、これに対しヘッセン州では9ポイント以上である。バイエルンで5.5ポイント取れば、それは上位から25%に入っている、と



ということである。バイエルンでは、全受験者のうちの約三分の一（**Ein Drittel der Kandidaten**）が「不合格（**nicht bestanden**）」となる。

18点満点の9ポイント以上取れる受験者は、バイエルンの場合、受験者全体の上位10%に過ぎない（ヘッセン州司法省で伺った話では、ヘッセン州の場合、9ポイント以上は「16%」とのことであったから、ヒルゲンドルフ教授のこの話は単なる「自慢話」ではなさそうである。別紙「ヘッセン州司法省往訪記録」を参照——石川注）。

（「この、州によって『甘い』『辛い』が出てくる背景は、単なる伝統か」との間に答えて）端的に言えば、「伝統（**Tradition**）」ということである。しかしながら、「政権党はどこか」ということも、満更無関係ではない。例えば、北ドイツ（例えば首都ベルリン）は社会民主党（**SPD**）が政権を取っているのに対して、南ドイツは伝統的に保守党政権（**CDU** キリスト教民主同盟）が続いている。保守党は、国家試験に対しても厳しい見方をしており、恐らくこれが南ドイツ（バイエルン州、バーデン・ヴュルテンベルク州）の国家試験の採点が「辛い」ということに、一定の影響を与えているのではないかというのが、自分の抱いている印象である。

ところで、普通の弁護士になるつもりなら、上述した平均点、すなわち18点満点の5.5ポイントから6ポイント取っておれば、「御の字」である。しかし、「大学の助手に残りたい」と思えば、これでは足りない。10ポイントは欲しいところである。また、州の公務員となって、ミュンヘン（バイエルン州の首都）で活躍しようと思えば、最低9ポイントないとまず無理だろう。裁判官・検察官になるにも、9～10ポイントは必要である。

大手の渉外事務所などでも事情は同様で、やはり18点満点の9ポイントは要求しているようである。一学期に1～2回、彼らがリクルート活動でヴュルツブルクにやってくる。大学（法学部）は公式には関与しないが、本学のアルムニ（**Alumni**）、つまり同窓生組織が後輩（現役学生・修習生）のために会合を開く。そこに、大手事務所のリクルーターが同席するのである。

まず彼らの「講演」があつて、それぞれの事務所の業務紹介のプレゼンを行う。「どんな能力が必要となるか」というような情報も、講演の中で学生に提供される。それに引き続いて、質疑応答が行なわれる。その後、夕方からは「飲み会」が開かれ、しゃれたホテルに席を移して一杯やり、盃を重ねながら、学生・修習生とリクルーターとが「本音トーク」を交わすのである。

現在、大手事務所の初任給は、10万ユーロ（約1,100万円）と聞いている。そこから「出世の階段」を登り始めれば、50万ユーロ（約5,500万円）稼ぐのも、決して夢ではない。ただし、その見返りに毎日が長時間労働であり、土日も働くこともある。週70～80時間働いている弁護士も大手事務所には居る。そうすると、体が壊れるし、家庭生活にも影響が出る。だから、女性は絶対無理だろう。男の中でも、特に体力に恵まれた者しか、この業界では生き残れない。

弁護士にもピンからキリまであるので、中には大学教員の給料を下回る稼ぎしかない者も多数いる。修習生のトップ層（正式優秀者）は、大学、行政官、大手事務所の三箇所に応募して、そのどこからも「来ないか」と誘われる。その結果、「どれにしようか」と、贅沢な悩みの相談があつたりする。しかし結局は、その人の生き方、すなわち何を重視し、何に価値を置くかで違ってくる。だから、「そんなことは、自分で考えなさい」と諭してやる（苦笑）（なお、大学教授も含め、収入の点は、この翌日訪問するパッサウ大学で、マンテ教授が極めてオープンに語ってくれている。したがって、「パッサウ大学法学部往訪記録」を参照されたい——石川注）。

大手の渉外事務所に勤務する弁護士は、多くの場合、学位を持っている。学位があるということは、かつて大学の助手であった、ということである。つまり、多くの教授とも面識やコネクションがある。したがって、彼らのわれわれに対する接し方は極めて鄭重であり、礼を尽くして「青田買い」に来る、ということである（笑）。

このように、渉外系事務所と大学の関係は、非常に良好である。これに対し、一定の「ライバル関係」「緊張関係」に立つのが、裁判官と大学教授である。両者の仲は、本当にむずかしい。裁判官は「自分達は、実務を知っている」と思っている。大学教授はといえば、「裁判官が実務を知っているのは当たり前だ。だが、能力はわれわれの方が高い」と思っているようである（笑）。

先ほど、女子が法曹になりにくい話をしたが、第二次国家試験に合格し、運良く修習も終えることができた女子は、多くの場合、裁判官任官の道を選んでいる。その理由は、試用期間を過ぎれば、裁判官には身分保障があり、家庭生活との両立も可能な安定したキャリアパスを送ることができるからである。これに対し、男子の場合はむしろ裁判官よりは、弁護士事務所、しかも大手の外資系事務所などでバリバリ活躍して金を稼ぐ、という傾向が見られるようだ。大学は、ちょうどその中間に位置する。よって、能力があり、学問が好きなのは、男女を問わず、大学に残るといふ道を選んでいる（もちろん、助手から全員が教授になれるわけではないのであるが）。したがって、現段階では後継者養成に今次に改革が悪影響を及ぼしている、という確たる証拠は未だ存在しない。ただし、今後のことは分からない。

なお、アメリカの影響なのか、5年ほど前から「ランキング（Ranking）」（ドイツ国内の）が幅をきかせ始めた。そして、ランキングに於ける位置づけが、学外資金の導入などにも連動し始めている。私見によれば、理系の場合には基準が比較的統一しやすいが、法律の分野にランキングを持ち込まれても困る。よって、ランキングが悪影響を及ぼしはしないかということ、自分としては憂慮している。

以上、どこまでお伝えできたか自信はないが、これでわがヴェルツブルク大学と法学部が、今次の制度改革に如何に対応しているかということの一端を、日本の皆様方にお示しできたのではないかと考えている。

以上

## 5 パッサウ大学法学部 往訪記録

(文責：石川アンナ／石川敏行)

日時：2008年8月29日（金）16:00～18:00

場所：パッサウ大学（バイエルン州）法学部棟2階 マンテ教授 研究室

往訪者：田中 成明 土井 真一 石川 敏行 石川 アンナ

応接者：Prof. Dr. Ulrich Manthe（ローマ法・民法）

\* \* \* \* \*

### 1 往訪の位置づけ

本日往訪するパッサウ大学は、昨日のヴェルツブルク大学よりも更に、日本（人）には知られていない大学であろう。しかも、創立は1978(昭和53)年と、歴史も浅い（ただし、当時の「大学創立ブーム」に乗って、1622年には一度、この地に大学がつくられたが、自然消滅した）。

しかしながら、「知られざる大物」というのは、どの国、どの分野にもあるもので、さしずめ今回のパッサウ大学及び法学部は、その典型例である。下記インタビューからも明らかであり、かつ客観資料によっても裏付けられるところであるが、パッサウ大学法学部は、次の二点に於いて、ドイツ全体の中でも卓越した存在である。すなわち、

①専門に根差した外国語教育（Fachsprachenausbildung）及び

②いわゆるキーオリフィケーション（Schlüsselqualifikationen）教育

の二点に於いてである。

特に、②については、昨日のヴェルツブルク大学が「立ち遅れている」ことを、ヒルゲンドルフ教授自身が認めていたところである。これに比して、パッサウ大学の場合は、ヴェルツブルクとは対極的な形で、「大学総掛かり」で、キーオリフィケーションの開発と学生に対する能力の付与に努力している。

過去の視察にも参加した石川の当初の印象では、「キークオリフィケーション」とは、今次の法曹養成制度改革の結果、「法学の分野に特有のものとして導入された」、という認識を抱いていた。ところが今回、マンテ教授へのインタビューを通じて、法学以外の分野にもキークオリフィケーションは存在していること。そして、その能力開発に対する関係者のたゆみない努力が続けられていることを知り、認識を新たにした次第である。この点一つを取ってみても、今回のパッサウ大学法学部往訪からは、「予想外の大きな成果」を収め得たと自己評価することができる。

## 2 会見の概要

今回の会見でも、会見に先立って、田中成明教授からマンテ教授に、質問票が事前送付されていた。参考のために、質問票の項目を以下に転記する（内容は、昨日のヴェルツブルク大学、ヒルゲンドルフ教授宛のものと同じである）。

### ・改革への評価・対応

Q 1 そもそも改革の背景・目標などをどのように評価しているか？

Q 2 第1次法学試験における大学とラントとの役割分担をどう評価しているか？

Q 3 法学教育の改革は順調に進み、所期の成果を収めているか？ 何か想定外の問題は生じていないか？

Q 4 重点領域に関する貴法学部の特徴は？ 学生の履修状況に問題はないか？

Q 5 基本技能科目はどのように位置づけられ、教員はどのようなルートで確保しているのか？ 学生の評判や履修状況はどうか？ ラントが行う法律科目試験では、基本技能科目を履修していることを念頭において出題・採点を行なうというような関連があるのかどうか？

Q 6 改革は、法学教育だけでなく、法学研究にも影響を及ぼしているか？ 具体的にどのような事例があるか？

ただし、前日に行なわれたヒルゲンドルフ教授との会見（別紙「ヴェルツブルク大学法学部往訪記録」を参照）のスタイルとは異なり、マンテ教授の会見は必ずしも質問票の内容には捉わることなく、フリーに行なわれた。これは、マンテ教授の個性に由来するものと見られる。しかし、その結果、昨日までは聞けなかった、様々な情報を（中には、かなり「ディープな」情報も）聞き出すことが出来た。

当初は、上記の Q ごとに内容を再構成しようとも思ったが、実際に作業を試みても、それもなかなか難しいことが分かった。そこで本往訪記録のみは、今回の他の 4 本の往訪記録の形式とは異なり、マンテ教授との会見に忠実に、当日の会見の様子を再現することにした。この点（形式が他とは違う点）を予め、お断りしておく。

### ＜写真＞ パッサウ大学法学部棟



（出典： <http://www.jura.uni-passau.de/>）

## 2-1 パッサウ大学及び法学部のプロフィールなど

目下、ドイツ全土には、約 50 個の総合大学（Universitäten）と、他に約 150 個の専門単科大学（Fachhochschulen, FH）が存在している。目下、改革が進んでおり、20 年後には、両者は一つになるだろう（マンテ教授はこれを、Angleichung（接近・融合）という言葉を使って説明された——石川注）。

私どもパッサウ大学には、5つの学部がある。すなわち、カトリック神学 Theologie、法学 Jurisprudenz、経済学 Wirtschaftswissenschaften、哲学 Philosophie、情報科学・数学 Informatik und Mathematik の5学部である。2008(平成20)年夏学期現在、法学部の学生数は1,400人である(つまり、前日訪問したヴュルツブルク大学とほぼ同数——石川注)。男女比は、ほぼ半々である(男子49% : 女子51%)。この比率で、第一次試験まで進んでいく。

毎年、新たに300人が法律学の勉強を始める。第一次試験の受験者数も、年間大体300人である(ドイツの大学には、日本のような統一した「入学式」は存在しない。毎年2回、夏学期[前期]と冬学期[後期]に入学し、肅々と学習した後、肅々と退学していく。つまり、ドイツの大学には、日本のように「卒業」も「卒業式」もない。法学部の場合、第一次試験の合格が、日本の感覚からすると、「卒業」に当たる——石川注)。

なお、パッサウ大学法学部では、ヨーロッパ法 (Europarecht) の分野で、LL.M.コースを設けており、在籍者数は20人程度である(ただし、これは目下議論されているボローニャ・プロセスに言う「マスター」ではない。主に留学生を対象に、1年の短期間でLL.M.の学位を付与する——石川注)。 URL : [http://www.uni-passau.de/fileadmin/dokumente/oeffentlichkeit/Masterstudiengaenge/Master\\_Europ\\_Studies\\_klein.pdf](http://www.uni-passau.de/fileadmin/dokumente/oeffentlichkeit/Masterstudiengaenge/Master_Europ_Studies_klein.pdf) )。

本学は、今から30年前の1978(昭和53)年に開学したが、その際、ドイツの「辺境 (Lage am Rande)」に位置するという本学のロケーションが、大きなハンディとなっていた(地図を御覧になれば分かるが、パッサウはドイツの東南の端、オーストリア及びチェコと国境を接する場所に所在する。ドーナウ川 (Donau)、イン川 (Inn)、イルツ川 (Ilz) の3つの河川がこの地で合流することから、「三川市 (Dreiflüssestadt)」とも呼ばれる。人口は2005(平成17)年現在で約5万人である——石川注)。

そこで、開校当初の学長はじめ大学執行部は、新興大学と辺境立地というこの二重のハンディを如何に克服し、学生を惹きつけるチャームポイントを創出するか、ということに頭を悩ませた。

それに対する回答の一つが、専門に根差した外国語教育 (Fachsprachenausbildung) ということであった。法学部の場合、約 8 割の学生が、語学を学んでいる (義務ではなく任意で)。入学当初、法学部の学生はまず外国語を一つ選択する。例えば、ロシア語 (Russisch) の場合、学生はロシアについて、語学面での習得を目指すだけではない。同時に、ロシア語が使われている地域の法体系 (Rechtssystem) の知識の獲得し、深化させるのである。これが、私たちの学部の際立った特色となっている。この教育には最低でも 3 年、最長で 5 年を要するが、通常は 4 年間である。学年を通じて、一週間に 4 時間 (上級年次では週 2 時間)、外国語を習得する機会が提供されている (詳しくは、下表を参照)。

上記の目的を達成するために、パッサウ大学は、全学に共通の「語学センター (Sprachzentrum)」を設けている。所属する教員数は、現在 55 人である (ちなみに、この「センター方式」は、後述するキークオリフィケーションに於いても採用されている——石川注)。そこでは、英語・フランス語の他に、ロシア語・ポーランド語・チェコ語など東欧語と並んで、これはドイツでは珍しいと思われるが、中国語の他に、インドネシア語やタイ語・ベトナム語も提供されている。現在、コースの総数は、凡そ 300 である (<http://www.sprachenzentrum.uni-passau.de/>)。語学講座の費用は授業料 (Studiengebühr) の中に含まれており、バイエルンの場合、一学期 500 ユーロ (約 55,000 円) である。

<表 1> 基礎語学教育 (ALLGEMEINE FREMDSPRACHENAUSBILDUNG)

講座の名称と配分学期	時間 (週)	修了
基礎講座 Grundstufe 1.1 (冬学期 WS)	4 時間	
基礎講座 Grundstufe 1.2 (夏学期 SS)	4 時間	検定試験 Klausuren (※1)
基礎講座 Grundstufe 2.1 (冬学期 WS)	4 時間	



基礎講座 Grundstufe 2.2 (夏学期 SS)	4 時間	検定試験 Klausuren
------------------------------	------	----------------

<表 2> 専門語学教育(FACHSPEZIFISCHE FREMDSPRACHENAUSBILDUNG(FFA))(※2)

講座の名称と配分学期	時間 (週)	修了
FFA 発展講座 Aufbaustufe 1 (冬学期 WS)	2~4 時間	検定試験 Klausuren (※1)
FFA 発展講座 Aufbaustufe 2 (夏学期 SS)	2~4 時間	
FFA 基幹講座 Hauptstufe 1.1 (冬学期 WS)	2 時間	FFP I (Jura, WW) (※3)
FFA 基幹講座 Hauptstufe 1.2 (夏学期 SS)	2 時間	
FFA 基幹講座 Hauptstufe 2.1 (冬学期 WS)	2 時間	FFP II (Jura, WW)
FFA 基幹講座 Hauptstufe 2.2 (夏学期 SS)	2 時間	

(※1) 「検定試験」は各講座の最後(夏学期)に行なわれ、オンラインで実施される。

(※2) FFA は、法学部、経済学と、他学部で「文化」を専攻する学生に提供される。

(※3) FFP I と FFP II の修了試験は、「専門語学試験 Fachspezifische Fremdsprachenprüfung」として、法学部生及び経済学部生についてのみ実施される(以上、URL : <http://www.sprachenzentrum.uni-passau.de/317.html>)。なお、法学部について見ると、次の9分野について、専門語学試験が実施されている。すなわち、中国語(Chinesisch)、英語(Englisch)、フランス語(Französisch)、イタリア語(Italienisch)、ポーランド語(Polnisch)、ポルトガル語(Portugiesisch)、ロシア語(Russisch)、スペイン語(Spanisch)、チェコ語(Tschechisch)である(以上、URL : <http://www.sprachenzentrum.uni-passau.de/245.html>)。

パッサウ大学全体では、学生は8,440人居る(2008(平成20)年冬学期現在、学籍者の内訳は、カトリック新学部26人、法学部1,444人、経済学部1,346人、哲学部4,999人、情報科学・数学部397人であり、うち冬学期新入学者の数は、カトリック新学部10人、法学部424人、経済学部496人、哲学部1,077人、情報科学・数学部74人である[新入学者数の合計は2,112人]。URL : <http://www.uni-passau.de/zahlen-fakten.html?&MP=144-699> のデータで補完した——石川注)。なお、神学部は教会のポストの空きが少なく、先細り状態にある。

直近では、修了者の数は、僅か 2 人であった。従って、遠からず閉鎖されることになるであろう。

ところで、上記の 8,000 人余りの学生のうち 7,236 人が、各人の専門の学業の傍ら、上述した語学センターに通って、語学の習得に明け暮れている。換言すると、学生のうち、9 割近い者が語学の習得に取り組んでいることになる。このことにより、「語学に強い」という本学の伝統が、恒常的に拡大再生産されているのは、誠に喜ばしい。この特色に惹かれて、バイエルン以外の地域からも学生が入学してくる。つまり、創立時の執行部の目論見は見事に当たった、ということであろう。昨今では、パッサウの真似をし出した法学部もある。しかし、専門知識を持った語学の教師を一定数集めるのは至難の業であり、現在のところ、パッサウにはまだ「一日の長」があると目される。

学生が熱心に語学を学んでいることの結果、留学も極めて盛んに行なわれている。法学部の学生も、その約 3 割が一年間外国の大学で、その地の法制度を学んでいる。大半はヨーロッパ各国であるが、本学の特色としてロシア、南米、中国の大学に留学に出向いている。この「語学重視」という姿勢は、今次の制度改革が強く要請しているところではあるが、その意味で本学は時代を先取りしていた (zukunftsweisend) と自負しても、恐らくは許されるであろう。

本学全体では協定校 (Partneruniversitäten) は 150 校に及んでいる。ただし、法学部の場合には数が限られており、協定校の数は凡そ 30 校である。それ以外に、EU レベルでのいわゆるエラスムス計画 (Erasmusprogramm) に基づき、EU 域内の外国の大学との学生交換も活発に行われている。

次に、教員組織について申し上げる。本学法学部には、17 講座があり、内訳は民事法 (zivilrechtliche Lehrstühle) が 9 講座、公法 (öffentlich-rechtliche L.) が 5 講座、刑事法 (strafrechtliche L.) が 3 講座である。各講座には、助手 (Assistenten) が 2 人ずつ配属される。

また、これとは別に、名誉教授のフィンケ教授（Prof. emer. Martin Fincke 刑事法）が、DAAD（ドイツ学術交流会）の財政支援を得て、ロシア（シベリア）にあるクラスノヤルスク大学（Universität Krasnojarsk）で、ドイツ法（Deutsches Recht）の講座を構えている。同大学では、ロシアの学生は3年間、ドイツ法をドイツ語で学習することができる。その後、本パッサウ大学又はグライフスヴァルト大学（Universität Greifswald）に留学するロシアの学生も多い。受講者の大半は、修了後に、独露を専門とする渉外法律事務所（deutsch-russische Kanzleien）——旧東独のグライフスヴァルトにある——に就職して、活躍している。

## 2-2 今次の制度改革へのパッサウ大学法学部の対応、特に重点領域科目について

今次の改革で、法律第一次試験が国家試験部分 70%対大学試験部分 30%に分割された件は先刻ご承知とのことではあるが、若干触れておく。

かつてバイエルン州に於いては、第一次国家試験には 8 科目の論文式試験（Klausuren）があった。内訳は、民事法 4 通、公法 2 通、刑事法 1 通、選択科目 1 通である。これに対し、今次の制度改革の結果、まず論文式試験の数は、8 科目から 6 科目に減った。すなわち、内訳は民事法 3 通、公法 2 通、刑事法 1 通である。次に、旧来の「選択科目（Wahlfächer）」と呼ばれていたものが、新制度の下では大学が実施する試験となり、「重点領域科目（Schwerpunktbereiche）」と呼び換えられることになった。

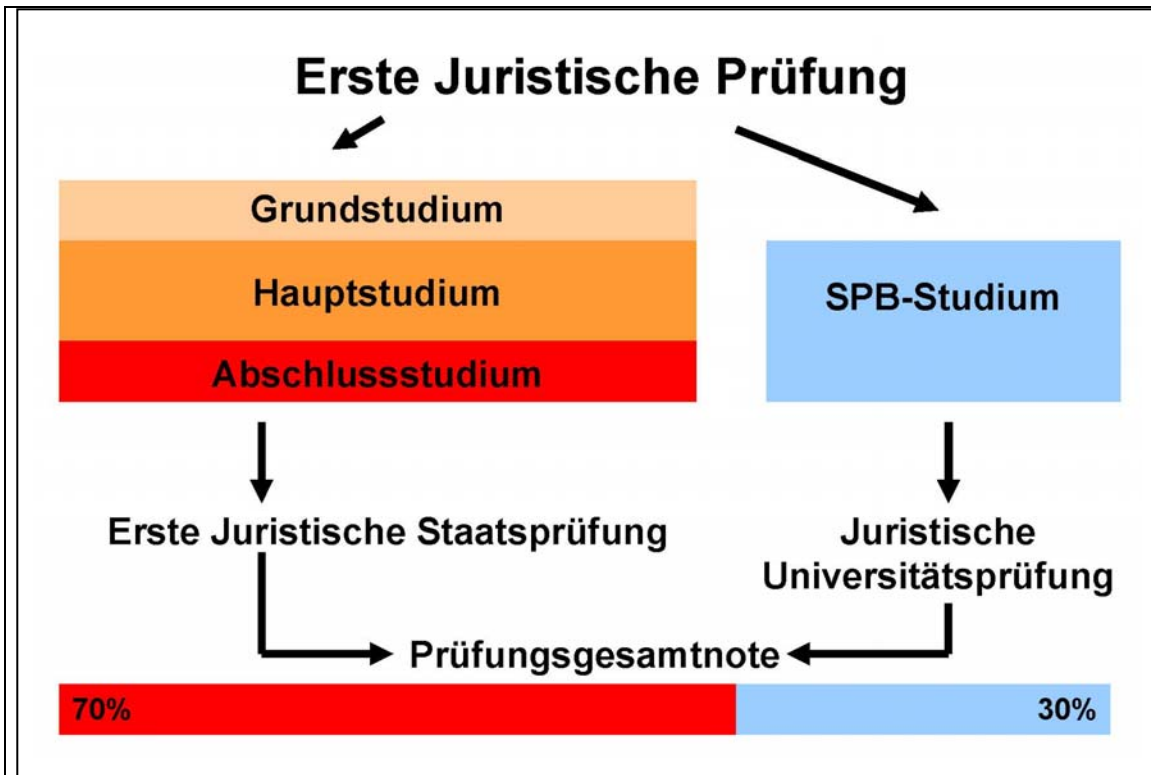
まず国家試験部分（staatlicher Prüfungsteil）は、本学はバイエルン州に位置しており、従って昨日皆様が訪問されたヴュルツブルク大学の場合と、全く同様である。（ゆえに、この部分は、別紙「ヴュルツブルク大学法学部往訪記録」を参照されたい——石川注）。

国家試験部分については、一通の答案を二人の試験官が採点する。採点者の側から見れば、一人で約 100 通の論文を採点することになる。試験官が採点する答案用紙には、氏名の記載はないから、採点は極めて公正・厳格に行なわれる。

これに対し、大学が実施する試験では、答案の数が少ないために（後掲<表3>を参照せよ——石川注）、極端な場合、答案の筆跡で「受験者は誰か」ということが分かってしまうこともある。大学試験が「甘い」といわれる理由の一つは、このように各科目の受験者の数が少ない点に、その原因があると思われる（ヘッセン州司法省とヴェルツブルク大学を訪問した際にも同じ指摘があったが、理由は詳らかではなかった。今回、マンテ教授との会見で、この疑問が氷解した——石川注）。

なお、新しい第一次試験のシステムについては、パッサウ大学法学部教務主任（Studiendekan）の作成に係る図が分かりやすいと思われるので、参考のため訳語を示して掲載しておく。URL：  
[http://www.jura.uni-passau.de/fileadmin/dateien/fakultaeten/jura/lehrstuehle/braun/Dateien/SPB\\_INFO.pdf](http://www.jura.uni-passau.de/fileadmin/dateien/fakultaeten/jura/lehrstuehle/braun/Dateien/SPB_INFO.pdf)（S.4）。

<図1> 制度改革後の国家試験部分と大学試験部分の関係



<対訳（上から順に）>

Erste Juristische Prüfung=第一次法律試験

Grundstudium=基礎部分の学習

Hauptstudium=基幹部分の学習

Abschlussstudium=仕上げの学習

SPB-Studium=重点領域科目 (Schwerpunktbereich, SPB) の学習

Erste Juristische Staatsprüfung=第一次法律国家試験

Juristische Universitätsprüfung=大学による法律試験

Prüfungsgesamtnote=試験の総合成績

( 出 典 URL :  
[http://www.jura.uni-passau.de/fileadmin/dateien/fakultaeten/jura/lehrstuehle/braun/Dateien/SPB\\_INFO](http://www.jura.uni-passau.de/fileadmin/dateien/fakultaeten/jura/lehrstuehle/braun/Dateien/SPB_INFO))

次に、大学が実施する試験部分 (universitärer Prüfungsteil) について御説明する。本学法学部に於いても、「重点領域科目 (Schwerpunktbereichen, SPB)」と呼ばれる一群の科目の中から、学生は各人の好みに応じて、一科目 (ein Spezialfach) を選択する。

成績評価の方法に関しては、「演習レポート (Seminarsarbeit)」と呼ばれる、各人が選択する重点領域科目のテーマについてのレポート一通を提出するとともに、履修した科目に関して論文式試験 (Klausur) を講座の最後に一回実施する。なお、演習レポートは本学の場合、10~15 頁程度であり、学生は 6 週間程度でレポートを執筆する。演習レポートは、Studienarbeit とも呼ばれている。

(ヴュルツブルク大学では、「50 頁に及ぶレポート読みが、教員の大変な負担になっている」と聞いた、との説明に対して) 重点領域科目を「どう評価するか」ということについては、本学でも 5~6 年前に、色々と議論したところである。ヴュルツブルクのように、「50 頁の論文を要求してはどうか」との意見もあった。しかし、大勢は「重点領域だけに

に関して、3ヶ月もかけて50頁の論文を書かせるという負担を学生に強いる意味は、コストパフォーマンスの見地から、余りない」というものであった。

＜参照条文1＞ 重点領域科目学習の目的（パッサウ大学学習・試験規則）

第34条 重点領域科目学習の目的（Ziel des Studiums im Schwerpunktbereich）

重点領域科目の学習は、学生は各人が選択した重点領域科目について、法実務、殊に弁護士職に要求される事項の深化及び専門化に資することを目的とする。この段階において、学生には——重点領域科目との関連において——本規則第6条第2項第3文にいうキークオリフィケーション能力との架橋に留意した教育が為されるべきものとする。

Das Studium im Schwerpunktbereich dient der Vertiefung und Spezialisierung in dem vom Studierenden gewählten Schwerpunktbereich, einschließlich der Belange der juristischen Praxis, insbesondere des Anwaltsberufs. Auch sollen in dieser Phase jedem Studierenden – bezogen auf seinen Schwerpunktbereich – die Schlüsselqualifikationen (§ 6 Abs. 2 Satz 3) vermittelt werden.

＜参考＞6条2項3文

第6条 学習の構成（Aufbau des Studiums）【中略】

更に講義・演習では、キークオリフィケーション（就中ネゴシエーション能力、対話・協議技能、弁論術、紛争仲裁技能、尋問・事情聴取技能、メディエーション技能及びコミュニケーション能力）を涵養するための方策が施されるものとする。

Ferner werden Veranstaltungen zur Vermittlung von Schlüsselqualifikationen (u.a. Verhandlungsmanagement, Gesprächsführung, Rhetorik, Streitschlichtung, Mediation, Vernehmungslehre und Kommunikationsfähigkeit) angeboten.

<参照条文2> 大学試験の目的（パッサウ大学学習・試験規則）

**第36条 大学が行う法律試験の目的（Zweck der Juristischen Universitätsprüfung）**

大学が行う法律試験において学生は、各人が選択した重点領域科目をマスターし、かつ法学の重要な部分領域に関する深い知識を具有することを試験において示すものとする。

Im Rahmen der Juristischen Universitätsprüfung soll der Studierende zeigen, dass er die Prüfungsgebiete des von ihm gewählten Schwerpunktbereichs beherrscht und somit über vertiefte Kenntnisse in einem wesentlichen Teilbereich der Rechtswissenschaft verfügt.

本学の「重点領域科目」は16科目あり、その内訳は、次のとおりである（外国法（=④）を除き、残りの領域はⅠとⅡに分かれている。よく見るとお分かりのように、各部分は「モジュール化」されており、多くの場合、2分野にまたがって、両分野の交錯領域を学生に複合的に学ばせようという「親心」であるとともに、兼ねて教員の側の負担も軽減させる優れた工夫であることが分かる。もっとも、前日のヴュルツブルク大学法学部では、学生数はほぼ同規模であるにもかかわらず、重点領域科目の数は7科目であったから、教員の負担軽減といっても、それは単なる「手抜き」とは異なるコンセプトである——石川注）。外国の大学に留学した場合は、例えば④（外国法）に読み替えて、単位互換する。過去3年では、15人である。つまり、年間5～6人程度である。同じことは、「インターネット法」や「電子商取引と法」についても言える。これらの分野では、各国で制度が極端に違う、ということはない。よって、外国で履修してきた科目を、これら両科目に読み替えることも、よく行なわれる。

**パッサウ大学法学部の「重点領域科目」一覧（16科目）**

**A. Grundlagen und internationale Dimensionen des Rechts（法の基礎と国際次元）**

① Grundlagen und internationale Dimensionen des Rechts I

I. Römische und deutsche Rechtsgeschichte; Privatrechtsgeschichte der Neuzeit ローマ及びドイツ法制史、近代私法史

II. Rechts- und Staatsideen der Neuzeit; Europäische Verfassungsgeschichte 近代の法と国家理念

②Grundlagen und internationale Dimensionen des Rechts II

I. Internationales Privatrecht; Internationales Verfahrensrecht; Rechtsvergleichung 国際私法、国際手続法、比較法

II. Völkerrecht; Europarecht 国際法、ヨーロッパ法

③Grundlagen und internationale Dimensionen des Rechts III

I. Gesellschaftsrecht, Wertpapier- und Kapitalmarktrecht 会社法、有価証券及び資本市場法

II. Internationales Privatrecht; Internationales Verfahrensrecht; Rechtsvergleichung 国際私法、国際手続法、比較法

④Grundlagen und internationale Dimensionen des Rechts IV

Ausländisches Recht 外国法

**B. Staat, Information und Kommunikation (国家、情報及びコミュニケーション)**

⑤Staat, Information und Kommunikation I

I. Allgemeines Medien- und Informationsrecht メディア・IT 法総論

II. Rechtsfragen des E-Government und E-Commerce 電子政府及び電子商取引の法律問題

⑥Staat, Information und Kommunikation II

I. Recht der sozialen Sicherung 社会保険法

II. Völkerrecht, Europarecht 国際法、ヨーロッパ法

⑦Staat, Information und Kommunikation III

I. Steuerrecht 租税法

II. Völkerrecht; Europarecht 国際法、ヨーロッパ法

⑧Staat, Information und Kommunikation IV



I. Steuerrecht 租税法

II. Recht der sozialen Sicherung 社会保険法

**C. Recht der Wirtschaft (法と経済)**

⑨ Recht der Wirtschaft I

I. Gesellschaftsrecht, Wertpapier- und Kapitalmarktrecht 会社法、有価証券及び資本市場法

II. Steuerrecht 租税法

⑩Recht der Wirtschaft II

I. Arbeitsrecht 労働法

II. Gesellschaftsrecht, Wertpapier- und Kapitalmarktrecht 会社法、有価証券及び資本市場法

⑪Recht der Wirtschaft III

I. Arbeitsrecht 労働法

II. Recht der sozialen Sicherung 社会保険法

⑫Recht der Wirtschaft IV

I. Steuerrecht 租税法

II. Vertieftes Strafprozess- und Strafrecht; Praxis der Strafverteidigung 上級(発展) 刑事訴訟法・  
刑法、刑事弁護実務

**D. Zivil- und Strafrechtspflege (民事及び刑事裁判)**

⑬Zivil- und Strafrechtspflege I

I. Kriminologie; Jugendstrafrecht; Strafvollzugsrecht; Forensische Psychiatrie 刑事学、刑事執行  
法、法心理学

II. Vertieftes Strafprozess- und Strafrecht; Praxis der Strafverteidigung 上級(発展) 刑事訴訟法・  
刑法、刑事弁護実務

⑭Zivil- und Strafrechtspflege II

I. Prozess und Prozessführung (民事) 訴訟及び訴訟追行

II. Internationale, insolvenz- und berufsrechtliche Bezüge 国際破産法、弁護士法

⑮Zivil- und Strafrechtspflege III

I. Internationales Privatrecht; Internationales Verfahrensrecht; Rechtsvergleichung

II. Prozess und Prozessführung (民事) 訴訟及び訴訟追行

⑯Zivil- und Strafrechtspflege IV

I. Völkerrecht; Europarecht 国際法、ヨーロッパ法

II. Internationale, insolvenz- und berufsrechtliche Bezüge 国際破産法、弁護士法

( 16 科目の詳細は、WEB 検索で補完した。出典 URL : [http://www.jura.uni-passau.de/fileadmin/dateien/fakultaeten/jura/lehrstuehle/braun/Dateien/SPB\\_INFO.pdf](http://www.jura.uni-passau.de/fileadmin/dateien/fakultaeten/jura/lehrstuehle/braun/Dateien/SPB_INFO.pdf) S.5-8——石川注)。

私見によれば、本学部に置かれている重点領域科目の数が現在 16 個というのは、少々多すぎる気がしている。適正な数は、10 科目ぐらいではないかと思う。しかし、自分としては、重点領域科目の新設ということについては、制度改革を高く評価している。何故かと言えば、旧制度の下での「選択科目」は、名称と内容は現在の重点領域科目と似たようなものもあった。しかし、大きな違いが一つある。それは、「国家」試験として行なわれていたがために、受験者の側にしてみると、「何が出題されるか」の予測がつかなかった点である。バイエルン州の場合、首都ミュンヘンの国家試験当局から、全ての法学部に同じ日に、統一の問題が送られてくるのであった。

これに対し、改革後の新制度では、重点領域科目は大学実施試験に変わった。その結果、真面目にその科目を勉強しておきさえすれば、合格は間違いがないし、またいい成績も取れる。つまり、学生の学習意欲が、旧制度の下に比べると格段に高まった、という印象を抱いている。

本学の場合、一学期に学生が履修する科目の学習時間は 19 時間程度ということで、時間割が比較的ゆったりと組んである。ゆえに、学生は必修科目（国家試験科目）ばかりでは

なく、重点領域科目（大学試験科目）の学習にも落ち着いて取り組めるし、また語学を学習する余裕もある、と感じている。

### 2-3 いわゆるキーオリフィケーション（Schlüsselqualifikationen）について

今次の法曹養成制度改革（Reform der Juristenausbildung）は、ご案内のとおり、2002(平成14)年に始まったわけだが、本学ではその遥か前、すなわち10年ぐらい前から、実務家を招いて週末に、メディエーションに関する演習科目（Seminare für Mediation）を設けていた。参加者は50人程度で、模擬裁判（Moot Courts）形式の一環として、役割分担をさせながら、裁判外紛争解決（außergerichtliche Konfliktlösung）も教えられていた。もちろん、その頃には「キーオリフィケーション」という言葉は未だ存在していなかったわけだが。

さて、今次のドイツ裁判官法の改正に基づき、わがバイエルン州でも規定が整備され、2003(平成15)年10月15日の「法曹養成及び試験規則（Ausbildungs- und Prüfungsordnung für Juristen“（JAPO））」は、その第2条で、試験に際しては「ネゴシエーション能力（Verhandlungsmanagement）、対話・協議術（Gesprächsführung）、弁論術（Rhetorik）、紛争仲裁技能（Streitschlichtung）、メディエーション（Mediation）、尋問・事情聴取技能（Vernehmungslehre）及びコミュニケーション能力（Kommunikationsfähigkeit）その他のキーオリフィケーション（Schlüsselqualifikationen）」を重視すべし、と定めた。これらキーオリフィケーションは、またの名を「ソフト・スキル（Soft Skills）」とも呼ばれている。

このような考慮から、本学では2007(平成19)年に5学部全てに共通する「キーオリフィケーション・センター（Zentrum für Schlüsselqualifikationen）」を立ち上げ、有意な科目を提供することにした。これは、本学の大きな特徴の二番目に数えられる。そこでは、非常に多数の科目が設置されている。

例えば、メディエーション科目の目的は、「交渉し、紛争を解決すること (Verhandeln und Konflikte lösen ) 」 で あ り ( URL : [http://www.zfs.uni-passau.de/461.html?&module=Lecturedetails&target=585&source=588&config\\_id=232ee5ad516ac92bf590f99ac8c2baa8&range\\_id=9561360858f362805e19f6993971eba6&seminar\\_id=f1ebcad1183b57ac8c350d9852384af4](http://www.zfs.uni-passau.de/461.html?&module=Lecturedetails&target=585&source=588&config_id=232ee5ad516ac92bf590f99ac8c2baa8&range_id=9561360858f362805e19f6993971eba6&seminar_id=f1ebcad1183b57ac8c350d9852384af4)——石川注) 、また弁論術科目の目的は「単なる座学を超えた、人的・社会的及び文化際的能力 (persönliche, soziale und interkulturelle Fähigkeiten, die über reines Fachwissen hinausgehen) を涵養すること」である (Infoblatt: „Zentrum für Schlüsselqualifikationen der Univ. Passau“より引用——石川注) 。

今、上に挙げた諸能力は、法職の分野で実りある成果を収めるには必要不可欠な能力であり、だからこそ今次の制度改革でも、それらの習得が義務づけられたのである。しかしながら、これらキークオリフィケーション能力は、考えてみれば、別に法職のみには限られず、ほかの職業にも必須である。そこで、既に述べたように、本学では全学部共通の「キークオリフィケーション・センター」を設置したのである (2008(平成 20)年冬学期現在、247 科目 (Veranstaltungen) が掲載されている。URL : <http://www.zfs.uni-passau.de/451.html>——石川注) 。

そこで提供されているものは、相違点もあるが、共通点も多い。例えば、「異文化交流能力 (interkulturelle Kommunikation) 」 「異文化間コンピタンス (Intercultural competence) 」 である。その目的は、2つある。

1つめの目的は、例えばドイツ人とアメリカ人、あるいはドイツ人とスペイン人が出会う交流すれば、必ず摩擦が起きる。まして、ドイツ人がアジア地域の人々と交流すれば、摩擦は欧米人相手のものよりも、恐らくは大きくなるだろう。したがって、この摩擦を出来るだけ減殺する方策について考えを巡らしておく必要がある。そのための能力を提供するのが、異文化間コンピタンスの1つめの目的である。また、人というよりも、ある外国

に行った場合、「その国に特有の文化リテラシー（länderspezifische Kulturraumkompetenz）」を知悉しておく必要がある。これが、もう1つの目的である。

キークオリフィケーションを教えるのは、実務家教員が多い。研究者教員の考え方は、分かれている。年配の教授の中には、「法律の勉強を普通にしていれば、『キークオリフィケーション』は、自ずと身につく。つまり、特別の科目は必要がない」、と考える者が多い。これに対し、若年層の研究者教員は、「やはり固有の科目は必要だ」と考えている。私は年配者であるし、自身では実際には教えてはいないが、キークオリフィケーションのことは評価し、支持している。

新しい科目であるだけに、定評ある教授法は未だ確立されていない割に、キークオリフィケーション科目は学生には人気がある。未だ、「論文試験」の実施は義務づけられてはいないが、試験を実施している教員も居る。本学では、キークオリフィケーションの授業は週末などを利用して、「合宿形式（Blockseminar）」で行なわれることが多い。学生の側から見ると、現段階では平均 8 ゼメスター在籍するうち、キークオリフィケーションの科目 1 つ程度履修するというのが、標準ではないだろうか。

## 2-4 質問票に則して

先に質問票を通じてお尋ねのあったとおり、今次の法曹養成制度改革の前後を比較すると、私見では、大学教員の負担は微増した。とりわけ、ドイツの学生「好かれる科目（„beliebtes“ Fach）」、例えば刑法の講座担当者の負担増は、相当なものである。なぜなら、前に述べたように、大学試験が実施される重点領域科目で、刑事系を選択する学生の数が目立って多いからである。労働法も、数が多い。確かにレポートを読むのは大変ではあるが、レポートの数が多ければ、実質は助手に読ませて済ませる、という解決方法が可能である（<表3>で見ると、受験者が「84人」と最も多いSPB13が特に刑事系科目である。ヘッセン州司法省のデアヴォルト局長のお話では、大学試験の成績評価は、全般的に

「甘い」とのことであった〔別紙「ヘッセン州司法省往訪記録」参照〕。また、ヴェルツブルク大学（バイエルン州）でも、ヒルゲンドルフ教授が、それを一部裏付ける発言をされていた〔別紙「ヴェルツブルク大学法学部往訪記録」参照〕。下表から明らかになるように、パッサウ大学（同じくバイエルン州）の場合には、確かに18点満点の「15.05」ポイントという甘い科目もある〔SPB4 外国法〕一方で、10ポイントを下回る科目も多く、恐らく当該受験者のレベルが低すぎたのだろうが、4ポイントという科目もある〔SPB3 法の基礎と国際次元Ⅰ〕——石川注）。

＜表3＞「各重点領域科目」と受講者数、平均点など（2007年夏学期）

Schwerpunktbereich (SPB) 重点領域科目名	Prüfungskandidaten 受験者数（人）	Durchschnitt 平均点	WS 2007/08 2007年冬 学期受講者	SS 2008 2008年夏 学期受講者
SPB 1 – Grundlagen und internationale Dimensionen des Rechts I 法の基礎と国際次元Ⅰ	13	13.30	4	1
SPB 2 - Grundlagen und internationale Dimensionen des Rechts II 法の基礎と国際次元Ⅱ	33	10.95	8	7
SPB 3 - Grundlagen und internationale Dimensionen des Rechts III 法の基礎と国際次元Ⅲ	1	4.00	6	1
SPB 4 – Auslandsstudium 外国法	34	15.05	0	0
SPB 5 - Staat,	55	11.72	22	6

Information und Kommunikation I 情報とコミュニケーション I				
SPB 6 - Staat, Information und Kommunikation II 情 報とコミュニケーション II	2	9.58	7	0
SPB 7 - Staat, Information und Kommunikation III 情報とコミュニケーション III	6	9.76	1	1
SPB 8 - Staat, Information und Kommunikation IV 情報とコミュニケーション IV	0	-	6	0
SPB 9 - Recht der Wirtschaft I 経済の法 I	41	10.57	10	5
SPB 10 - Recht der Wirtschaft II 経済の法 II	11	10.20	16	7
SPB 11 - Recht der Wirtschaft III 経済の法 III	11	11.81	5	0
SPB 12 - Recht der Wirtschaft IV 経済の法 IV	0	-	5	5
SPB 13 - Zivil-und Strafrechtspflege I 民事及び刑事裁判 I	84	11.36	49	10
SPB 14 - Zivil-und Strafrechtspflege II	28	10.13	6	0

民事及び刑事裁判Ⅱ				
SPB 15 - Zivil-und Strafrechtspflege III 民事及び刑事裁判Ⅲ	0	-	5	0
SPB 16 - Zivil-und Strafrechtspflege IV 民事及び刑事裁判Ⅳ	3	9.59	2	0
合計 Alle Schwerpunkte	322	11.67	152	43

(出典 :

[http://www.jura.uni-passau.de/fileadmin/dateien/fakultaeten/jura/lehrstuehle/braun/Dateien/SPB\\_INFO.pdf](http://www.jura.uni-passau.de/fileadmin/dateien/fakultaeten/jura/lehrstuehle/braun/Dateien/SPB_INFO.pdf), S.14)

## 2-5 大学教員の待遇などについて

バイエルン州の場合、教授の授業負担義務 (Unterrichtspflicht der Professoren) は、今次の改革の結果、従前の週 8 時間から週 9 時間 (9 Wochenstunden) へと、1 時間増加した (一ゼメスターは、15~16 週である)。ただし、これは今次の改革とは無関係である。(バイエルン州の首都ミュンヘンの) 政治家の目から見ると、「大学教授は閑人で、余り働いていない」と思っているようだ (笑)。それで、負担が 1 時間増えた。

このように、負担は増えたのであるが、その割に給料は下がった (笑)。2002(平成 14)年に公布され、2005(平成 17)年に施行された連邦公務員法の改正 (ドイツの場合、大学教授は公務員 Beamte である) によって、従前の正教授——給与表 C 4 の適用を受けるので、「C 4 教授 (C 4-Professuren)」と呼ばれていた——は、「W 3 教授 (W 3-Professuren)」と名称が改められた。その結果、特に 2005 年以降に新しく教授に招聘された者は、収入が著しく減少した。具体的には基本給 (Grundgehalt) 部分について見ると、2005 年以前には年間 7 万ユーロ (約 770 万円) 程度貰っていたのに、2005 年以降の招聘者の基本給 (初任給) は、現在では 4 万 5 千ユーロ (約 500 万円) 程度である。つまりは、「30%カット」というこ



とである。無論、これは基本給の話で、能力給部分はない訳ではない。「こいつは能力がある」と思われる研究者には、例えば学長裁量経費で措置する方法はある。しかし、公平性と透明性の観点から、この方法には限界がある。

このように、公務員法の改正で教授の収入は減少したことから、大学の教育と研究（*universitäre Lehre und Forschung*）への悪影響が既に出始めている。優秀な若者は、もはや大学には残らず、収入のいい企業か大手の法律事務所（*Wirtschaft oder Großkanzleien*）に就職するようになったからである。大手事務所だと、初任給で 10 万ユーロ（約 1,100 万円）程度は稼げる。もちろん、事務所の規模によっては、大学教授よりも収入の少ない弁護士も居るのだが。

ただし、教授には副業（*Nebentätigkeit*）が許されているのが救いである。法学部では少ないが、例えば経済学部の場合、教授になる前、助手の時代に会社を設立して、銀行のために鑑定意見書（*Gutachten*）を執筆し、それを個人ではなく会社に入れて、節税に励んでいる。法学部では会社を設立する者は居らず、せいぜい外部資金（*Drittmittel*）の導入を図ることになる。資金提供元は、ドイツ学術振興会（*DFG, Deutsche Forschungsgemeinschaft*）が多いが、額は余り多くを期待できない。

期待できるのは、やはり企業（*Unternehmen*）であろう。企業があるアクションを起こす場合、それが違法か合法か、自分では判断の付かない場合がある。このような場合、一定の金額を払って、法学部の教授に鑑定意見を求めてくるのである（日本の場合には、「ノーアクションレター」を利用できる場合に、ドイツでは「金になる」ことを知り、些か複雑な気分になった——石川注）。（「ローマ法専攻の先生の場合にはどうなのですか？」との問に対して、苦笑しながら）基本は本を書く、ということであろう。そうすれば、1 ページあたり 15 セントの印税が入る（笑）ので、「無いよりは増し」ということであろう。ごく希に、相続事件に関して鑑定意見を書くと、500 ユーロの報酬が貰えることもある。

今から 40 年前、すなわち 1968(昭和 43)年のドイツでは、(全ての大学の全ての分野で)教授の数は僅か 6,000 人であった。これに対し、現在では教授の数は 35,000 人に増加した(約 6 倍である——石川注)。「教授 6,000 人時代」にはそれなりの高給が確保されていたが、原資に限りがあり、かつ政府が財政難陥っている現在、給与カットはやむを得ないといえ、やむを得ない部分はある。

新しく導入された准教授(Junior-Professor)職の任期は、6 年である。しかし、この制度がドイツに定着するかどうかは、目下の状況では全く不明である。というのも、かつて 1970(昭和 45)年前後の制度改正で、「助教授(Assistenz-Professor)」なる職位が新設されたことがあった。つまり、ドイツの伝統的な教授資格論文(Habilitationschrift)を書かなくても、「教授」になれるという仕組みである。しかし、この制度は余りうまく作動しなかった実績がある。

一方、学生の数はいえ、40 年間前には 18 歳人口の 10%、すなわち年間 6 万人であったものが、現在では 32%の 18 万人に増えている(ちなみに、アビトゥーア(Abitur)、すなわち中高等学校(Gymnasium)卒業資格を受験する者の数は、18 歳人口の約 38%である)。政治家の中には、「大学進学率は 70%程度になるべきである」と主張する者も居るが、これは論外である。やはり、数が増えれば質が落ちるからである。

次に、法学部に関して言えば、ドイツ全体で毎年 16,000 人が新しく法学部に入学する(ドイツの法学部の総数は 50 個)。それから 8 ゼメスター経った後、第二次国家試験(zweites juristisches Staatsexamen)の合格にまで漕ぎ着ける者は、その約半分の約 8,000 人に過ぎない。任官・任検する者は、毎年約 10%である。残りの 90%は、弁護士になる。一人の弁護士が平均で 30 年活動するとして、それに 8,000 を掛ければ、ドイツの弁護士の数は 24 万人前後で推移する、ということである(現在は、約 20 万人)。

「法学部に入学しながらも、消えた残りの 8,000 人が何処に行ったのか」ということに関しては、統計資料は存在しない。そこで、推測するしかないのだが、まず、「法律の学習

は自分に向いていない」と諦めて、例えば経済学部から転部・転科する者は、毎年一定数存在する。次に、純粹に能力不足からドロップアウトしていく者も、20%程度は居るのではないだろうか。幸い、現在はドイツの金融は好調なので（パッサウを訪問したのは、8月下旬であった。つまり、9月15日の「リーマン・ショック」の直前である——石川注）、第一次国家試験に合格していなくても、例えば銀行や保険会社は6ゼメスター終えただけでも、その学生が優秀ならば、喜んで採用してくれる。ただし、待遇は、「学卒者」に比較すると落ちることにはなるが、

私見によれば、年間8,000人が弁護士登録するというこの数字は、「多い」と言わざるを得ない。したがって、世上よく「法律家の洪水（Juristenflut）」ということが語られる。とりわけ、弁護士の数が過剰だと思われる。パッサウの人口は5万人に対して、弁護士の数は200人である（フランクフルトは65万人の人口に対して、15,000人である——石川注）。

しかし、連邦憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）の判決によれば、「入口部分での規制」は、基本法第12条1項が保障する職業選択の自由（Berufsfreiheit）を侵害するから違憲となる。ゆえに、ドイツでは予め人数を絞ることは許されない（連憲裁1991年4月17日判決。NJW 1991,年2005頁——石川注）。

当地には「大規模事務所（Großkanzlei）」というものはなく、一つの法律事務所の弁護士の数は平均5～6人程度である。先ほどお話しした「独露の渉外事務所」というのは、パッサウではなくグライフスヴァルトにある。

フランクフルト等の大手渉外事務所は、ヴュルツブルクばかりではなく、当地パッサウにもその触手を伸ばし、リクルート活動に来ている。ただし、ヴュルツブルクの場合にはアルムニ（Alumni）、すなわち同窓会組織が渉外系事務所と学生の「お見合い」の仲立ちをしている。しかし、パッサウには同窓会組織は存在しないので、外資系事務所は「自前」で学生を招いて、「事務所（業務）説明会」を開いているようだ。この種の催しは、一学期につき2～3回は開かれている。

パッサウ大学は小規模であり、地元の事務所も大きくはないので、地元に残るのはなかなか難しい。しかし、すでに述べたように、本学では特色ある教育を施しており、そこで獲得した知識や能力を活かせば、色々な事務所への就職は可能である。

最後に、「ランキング (Ranking)」のことについて、一言しておく。色々なランキングで、わがパッサウ大学、そして法学部は常に上位に位置している。年によっては、国立(州立)大学の中ではトップのこともある。パッサウ大学の上に位置するのは、新設されたハンプルクの私立大学ブセリウス・ロースクール (Bucerius-Law-School) である。ランキングは水物だし、余り当てにはならない。本学は、繰り返し述べたように、特色ある教育を施している(語学及びキークオリフィケーションで)。それを通じて学生は、他の法学部ではない能力を身につけ、それが他の法学部の出身者に競り勝っているのではないかと感じているところである。

本日の会見では、色々なことを裏表なく率直に申し上げた。一部には些か「下品」な部分(特にお金のことを述べた点)もあったかも知れないが、これで日本の皆様にドイツの大学、パッサウ大学、そして法学部が置かれている環境、さらには今次の法曹養成制度改革が何をもたらしたのか、その事実の一端を明らかにお示しできたとすれば、とても嬉しい。

以上

## あ と が き

(文責：田中成明 / 土井真一)

本プロジェクトでは、先行プロジェクト「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」に引き続き、わが国における今般の法曹養成制度改革の円滑な推進に関する調査研究の参考とするために、主要諸国の法曹養成制度の最近の動向に関する調査を実施している。なかでも2002年に重要な法曹養成制度改革を行ったドイツの調査を重点的に行ってきたおり、05年3月の初回調査以来、何度か現地調査に赴いてきている。今回の調査は、新制度による法学教育を受けた者が07年度に第1次試験を受験し、改革の成果が見え始めた時期であることをふまえ、大学だけでなく関係各機関の新制度への対応・評価を中心に、これまでの調査のフォローアップ調査を行うことを主たる目的としたものである。

今回の調査では、わが国における法科大学院教育と司法試験との連携をめぐる最近の問題状況の検討に資する情報・資料を収集するために、とくに大学の法学教育と法曹試験との関連に関する実情調査に重点をおいた他、わが国で法科大学院修了者の進路・法曹の職域拡充が問題化している状況をふまえ、これらの問題に関連する最近のドイツの動向の調査を併せて行うことにした。このような調査目的に合わせて、ヘッセン州司法省、ヴュルツブルグ大学の再訪に加えて、第2次世界大戦後に新設され国際化教育で知られているパッサウ大学を訪れた他に、新たに大手渉外法律事務所と企業内弁護士(Syndicus)の面談調査を行うことにした。

面談調査は、大学、司法省、法律事務所、企業内弁護士それぞれに予め主要質問事項(各会見要旨参照)を書面で送付しておき、基本的にそれに添って質疑応答・意見交換をするという方式で行った。公式の面談以外でも、訪問大学での面談後の対応教授らとの会食、また、これまでの調査訪問関係者との会食などの機会に、公式の面談ではうかがいにくい貴重で興味深い情報を得ることができたことも有益であった。

今回の調査結果については、これまでの調査結果と合わせ、改めて検討する機会をもつ予定であるが、わが国の問題状況との対比においては、さしあたり以下のような知見が注目されるように思われる。

・重点領域科目については、各大学とも重視し特徴をもたせるように努めているようではあるが、これまで調査した大学をも含め、ほぼ共通して、わが国の法科大学院で展開・先端科目群と基礎法学・隣接科目群に分類されている諸科目が開講されている。そして、それらの科目が幾つかの領域に分類され、いずれか一つ以上の領域を選択して履修する仕組みになっているが、開講科目数からすると、展開・先端科目群にあたる科目のウエイトが圧倒的に大きい。重点領域科目の基本的枠組みは、概ね共通のように思われるが、領域のグルーピングの仕方や数、あるいは指導方法などで、各大学が工夫しているようである。第1次試験において大学が重点領域科目の試験を行うようになったことについては、大学が個性を発揮することを促し、また学生の興味関心を高めるなどの効果があり、肯定的に

受け止められている。各大学が、試験方法をも含め、重点領域科目の効果的な履修のために行っている工夫には、わが国における展開・先端科目群や基礎法学・展開科目群の開設方式や履修状況の改善にとって参考になる点があるように思われる。

・基本技能科目は、裁判官養成中心から弁護士養成対応をも視野に入れたモデルへの転換をめざす今般の法曹養成制度改革の一環として導入されたものであるが、優れた教員の確保・養成が十分ではないこともあって、各大学における対応状況にはかなり温度差があり、具体的なカリキュラムについてもばらつきが見られるほか、運営方針や評価も分かれているようである。全般的に、現段階ではわが国の法科大学院における法律実務基礎科目群ほどのウエイトは占めていないようであるが、この科目を重視して特別の *Institut* を設置したり、あるいは専任教員を配置するなどして積極的に対応している大学が今後どのような科目展開をはかってゆくか、注目されるところである。

・法曹資格試験について、第1次試験では、ヘッセン州の場合（他の州も事情はあまり変わらないとのことである）、18点満点で4点以上が合格、合格率は77%強であり、州内の3大学の平均点にほとんど格差はない。また、司法修習を修了しても、第2次国家試験の上位約16%ぐらいの成績優秀者（18点満点で9点以上）でなければ、判検事・大手法律事務所弁護士・上級公務員になることは無理だとされ、修了者のすべてが上級公務員をも含め法曹の職に実際に就くことを必ずしも想定していない。このような現状は、わが国の司法試験の実情と比べて注目され、新制度導入後の司法試験の位置づけやレベル設定の検討において参考されてもよい一つの方向性であろう。また、法曹人口問題に関連して、ドイツの弁護士供給過剰問題がわが国でも喧伝されているが、多くの優れた人材を確保するためには、母集団もまた大きくなければならない点の指摘など、司法省局長のクールな反応も印象的であった。

・第1次試験における成績評価については、州実施の法律科目試験が70%、大学実施の重点領域試験が30%という配分で行われているが、全般的に、州実施試験の成績評価が低く、大学実施試験の評価が高いという結果になっている。その理由に関して司法省・大学サイドで種々の説明がなされていたが、わが国の法科大学院における厳格な成績評価・修了認定の在り方を検討するにあたって考えさせるところが多いように思われる。また、大学実施の重点領域試験は、大学助手などの大学教授候補者のリクルートに役立っているようであるが、その場合でも、法曹試験にきわめて優秀な成績で合格していることが重視されており、大手法律事務所のリクルートや判検事任用においても、州実施の法律科目試験の成績を中心に法曹試験の成績が重視されているようであって、重点領域試験成績を含め、大学の授業科目の成績評価はあまり問題とされていないようである。

・ボローニア・プロセスについては、法曹養成に関する限り、法曹及び大学の対応は基本的に消極的であるが、政治的には流動的な状況にある。わが国でも、学部と大学院修士課程の再編成との絡みで、法科大学院の3年標準型と2年短縮型の併存状態をめぐる問題状況の検討において参考になる論点が含まれているように思われる。

・大手渉外法律事務所のリクルート方針とオン・ザ・ジョブ・トレーニング方式については、アメリカ・カナダの大手渉外法律事務所の調査とほぼ同じ質問事項で行ったが、リクルートにおいて法曹試験の成績を重視していること以外は、大学教育や司法修習にあまり期待せず、優秀者を多数採用して、充実した内部OJT方式と厳しい競争によって同僚を選別してゆくという点で、ほとんど同じような状況になっていることが改めて確認できた。また、ドイツの企業内弁護士（Syndicus）の実態については、わが国ではほとんど知られておらず、今回の調査でその一斑を知ることができたが、かなり多様な形態がみられるようで、仕事のやりがいに加えて、労働条件・職場環境や社会保障制度のあり方等が進路選択に重要な影響を与えていることが伺われる。わが国において企業法務などへの法曹の職域拡充の在り方の検討について、従来の議論が英米モデルに偏っていた観があるので、ドイツの企業内弁護士の活動実態を詳しく調査し、参考にすることが有益であるように思われる。

以上